

42954

教科書文庫

4
210
32-1911
013044 9291

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

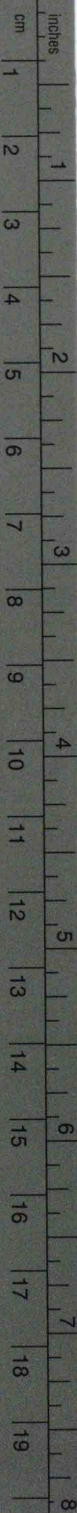


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



教科書文庫
4
210
32-1911
0130449291

高等小學日本歷史卷二

文部省



高等小學日本歴史 卷二

文部省



教科書文庫
4
210
32-1911
0130449291

登録番号	
28052	
分	375932
類	M

広島大学図書
0130449291



中央図書館

広島大学図書
0130449291



目録

第一 室町幕府の盛時……………	一	第十二 基督教の傳來と島原の亂……………	五五
第二 關東管領……………	六	第十三 學問の復興と元祿時代……………	六一
第三 室町幕府の衰亡……………	九	第十四 江戸幕府の中興 寛政の治と天保の改革……………	六六
第四 室町時代の文物 京都の疲弊……………	一四	第十五 尊王論と國學の勃興……………	七一
第五 戰國時代……………	一六	第十六 外艦の渡來と開港の顛末……………	七六
第六 南蠻人の渡來……………	一五	第十七 江戸幕府の衰亡と大政奉還……………	八七
第七 織田信長の功業……………	一六	第十八 明治昭代の内治……………	九三
第八 豊臣秀吉の海内平定……………	一三	第十九 明治昭代の外交……………	一〇四
第九 徳川家康の霸業……………	一六	第二十 明治昭代の外交(つづき)……………	一一三
第十 江戸幕府の組織と其の政策……………	一七	附 録……………	
第十一 海外諸國との交通……………	一五		

高等小學日本歴史 卷二

第一 室町幕府の盛時

室町幕府の成立

初め足利尊氏反して皇族を擁立し、擅に幕府を開きて武家政治再興の素志を達せしかど、當時官軍に抗して戦争相繼ぎしかば、頻りに恩を施し賞を重くして人心を收攬せんことを力めたり。されば部下の將士恩に狃れ功に誇りて、動もすれば其の命に従はざるものあり。之に加ふるに、尊氏兄弟相善からずして、時に干戈を交ふることなどありしかば、幕府の威令未だ重きをなすに至らざりき。尊氏死し義詮嗣ぐに及びても、部下の將士の或は叛き或は互に争ふもの尙少からざりしが、義満に至りて幕府の勢力漸く加れり。義満は

幕府の組織

邸宅を京都の室町に造りて此に居りしかば世に室町幕府の稱あり。後龜山天皇の京都還幸を奏請して、五十餘年の争亂の局を結ぶに及び、征夷大將軍として威を海内に振ひ以て室町幕府の盛時を現出するに至れり。

室町幕府の組織は稍、鎌倉幕府と異なり、幕府の庶政を統ぶるものを管領といひ、細川、斯波、畠山の三氏の中より任ぜられたり。これを三管領と稱す。又侍所の長を所司といひ、赤松一色、山名、京極の四氏より任ぜられたり。これを四職と稱す。此の外、鎌倉幕府の如く評定衆、諸奉行等の職備り、地方には各地に守護地頭あり、又別に關東管領、九州探題等ありて政務を分掌せり。

義滿の驕奢

邸の如きは結構壯麗を極め、邸中多く名花を植ゑたり。よりて花の御所の稱あり。後職を子義持に譲りて太政大臣に陞りしが、幾ばくもなく之を辭して薙髮し、更に別邸を北山に營む。邸は林泉の雅趣を盡し、庭内に三層の樓あり、押すに金箔を以てす。世に之を金閣と稱す。其の成るや、此に移りて尙自ら大小の政務を決せしかば、是より人呼びて北山殿といふ。義滿心大いに驕りて、出入の儀衛を上皇の御幸に擬するに至る。世に之を公方と稱せり。義滿は又明主より日本國王の稱號を受けて之と交通し、大いに上下内外の名分を紊せり。其の驕奢僭上は實に我が國史に於て前後比類無き所なり。

支那との交通

我が國と支那との國際の交通は曩に宇多天皇の遣唐使の

派遣を停め給ひしより以來、全く絶えたりしも、僧侶・商人の往來するものは尙少からざりき。然るに弘安の役後はそれすら大いに減じたりしが、元亡びて明起るに及び、義滿之と好を修めて、貿易の利を求めたり。義滿が明と交通するに當り甚だしき失體を敢へてせしは、其の商利を求めんとするに急なりし結果なりとす。當時又我が中國・四國・九州などの民の支那・朝鮮等の沿海に出没して、侵掠を恣にするもの多かりき。蓋し我が西南の地方は舟楫の便特に多きが故に、海事思想大いに發達し、人民水上の動作に馴れて、早くより海外に交通するものあり。元弘以後戰亂相繼ぎて國內の秩序紊るるに隨ひ、是等邊海の民は黨を結びて海外に航し、或は商利を求め、或は武力を振ひしが、義滿の頃に及びては、其の

風益盛にして、屢、不逞の明人と聯合し、侵掠を敢へてするに至りしなり。當時明人は之を倭寇と稱して大いに恐れ、力を其の防禦に用ひしかど効無かりしかば、明主は義滿に請ひて之が禁遏を求めたり。是より幕府と明との交通漸く繁く、我が邊民の侵掠は稍衰へたりしが、義滿薨じて後、義持は父の失體に省みる所あり



陸上寇倭

りて其の在世の間明と交通を絶ちたり。其の後再び好を修めしかど、幕府の末に至りて所謂倭寇は復熾になりき。

第二 關東管領

關東管領家

關東管領は一に鎌倉管領ともいふ。鎌倉にありて東國の政務を統轄す。抑、東國は武人勃興の地として、久しく源氏の勢力を扶植せし所なりき。されば曩に頼朝は鎌倉に據りて武家政治を創め、次いで建武中興の際には、直義先づ來りて此に鎮せしが、引續き尊氏も亦反旗を此に翻し、東國の大勢遂に足利氏に歸せり。かくて尊氏は其の子義詮を鎌倉に留めて東國を鎮めしめ、後義詮の弟基氏をして之に代らしめたり。これを關東管領家の祖とす。後小松天皇の御代に至りて

永享の亂

も義滿は依然として京都にあり、基氏の子孫代代關東管領の職を襲ぎ、執事上杉氏之を輔けたり。かくて代を重ねるに隨ひ、關東管領家と將軍家との血縁漸く疎くなると共に、鎌倉の威望は益、重きを加へて、動もすれば幕府に反抗するの形勢あり、遂には將軍に擬して管領を公方と稱し、其の執事を管領と呼び、はては自ら宗家に代りて將軍たらんと企つるもの出づるに至れり。

既にして義持は職を子義量よしかずに譲りしが、義量早く卒して嗣無し、されば其の後義持の薨ずるに及び、其の弟の僧たりしもの還俗して職を襲ぎたり。これを將軍義教とす。時に鎌倉には基氏の曾孫持氏管領たり。かねてより義持の繼嗣たらんことを望みしかば、之を見て大いに憤り、我豈還俗將軍に

屈せんや。とて事毎に幕府に反抗せり。執事上杉憲實のりさね之を憂へ、屢諫めしかども聽かれず、却つて殺されんとするに至れり。義教乃ち持氏追討の勅を奏請し、憲實等をして之を討たしむ。是に於て持氏勢窮り遂に自殺せり。是紀元二千年代の末永享年中えいきやうの事なりき。世に之を永享の亂といふ。基氏關東管領となりてより四代、約九十年を経たり。

古河公方と堀越公方

持氏亡びて後、東國の實權は一時上杉氏の手に落ちしが、將軍義政の時に至り、上杉氏は東國の諸將と共に幕府に請ひ、持氏の遺子成氏しげうちを奉じて鎌倉の主とし、憲實の子憲忠のりただを之が執事とせり。然るに成氏は上杉氏を以て父の仇なりとし、其の近臣等も亦多く永享の亂に討たれしものの子孫なりしかば、上杉氏に快からざりき。かくて成氏遂に憲忠を殺す

に至り、東國爲に大いに亂れ、成氏奔りて下總の古河こがに據れり。これを古河公方と稱す。是より鎌倉は復昔日の如く重要な地ならず。上杉氏更に幕府に請ひ、義政の弟政知まさともを伊豆の堀越ほりこしに迎へて東國の主とし、以て古河に對抗せり。これを堀越公方と稱す。是より後、東國の將士は古河堀越の兩黨に分れて交戦止む時無し。次いで上杉氏も山内扇谷あふぎがやうの兩家相争ひて漸く衰へ、後に北條氏の伊豆に起るに及びて、遂に之が爲に滅されたり。

第三 室町幕府の衰亡

幕府の衰微

室町幕府は義滿の時を隆盛の極とし、義持の晩年より漸く衰運に傾けり。義教其の後を承け、持氏を滅して大いに幕府

足利義政と
應仁の亂

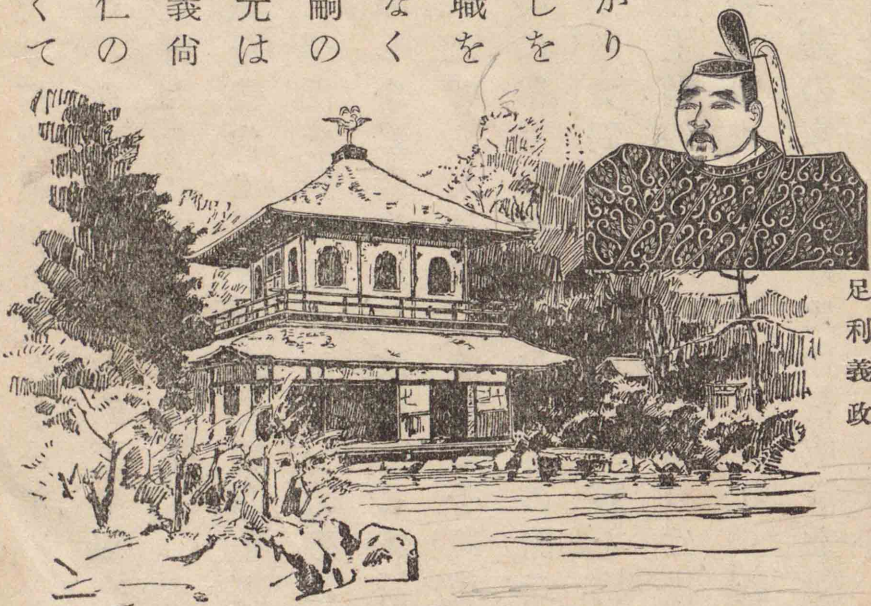
の威を示し、又諸強臣の動もすれば跋扈するを抑へんとせしが、却つて赤松滿祐みつすけの爲に害せられ、其の志を遂ぐることはざりき。次いで其の子義勝、義政相繼ぎて將軍となりしが、皆幼弱にして立ち、幕府の衰微をして一層速ならしめたり。

義政は義教の第二子なり。兄義勝幼にして卒せしかば、義政其の後を承けて家督を相續せり。時に年僅かに九歳なりき。義政在職の間、京都にては管領家たる畠山・斯波の二氏の、各家督の争によりて一族相鬪ぐあり、東國にては將士の堀越・古河の兩黨に分れて相戦ふあり、其の他各地の諸將亦漸く幕府の命に従はず。されど義政は幼より榮華に馴れて意を政治に留めず、重税を民に課して驕奢を恣にし、後花園天皇はなぞの

第一百詩を賦して之を諷

し給ひしことすらありき。義政職に在ること年既に久しかりしが子無かりしかば、弟義視の僧たりしを還俗せしめて、之に將軍職を傳へんとす。然るに間もなく實子義尚生れしかば、繼嗣の紛議ここに生じ、細川勝元は義視を助け、山名宗全は義尚を立てんとして、遂に應仁の大亂を起すに至れり。かくて

足利義政



閨 銀

幕府の末路

兩氏の黨與諸國より馳上り、相攻戰すること十一年の久しきに涉り、京都の市街概ね兵火にかかりて、桓武天皇以來七百年に近き帝都も殆ど荒野となれり。

義政は此の大亂の中頃職を義尙に譲り、次いで別邸を東山に營み、林泉を造り庭中に銀閣を構へ、世の疲弊をも顧みず、風流を事とし、遊宴に耽りしかば、幕府の財政窮乏し、威信遂に地に墜ちたり。義尙父に先だちて早世し、義視の子義植入りて將軍職を襲ぐ。此の時に當り、斯波・畠山・山名等の諸氏皆漸く振はず、細川勝元の子政元獨り權を擅にし、義植を排して堀越公方政知の子義澄を將軍とせり。是より將軍は權臣に擁立せられて其の虛名を保つに過ぎざるに至れり。既にして細川氏も亦漸く衰へ、其の家臣三好氏専ら威權を振ひ

しが、義澄の子將軍義晴を経て、義晴の子義輝將軍たるに及び、三好長慶出でて遂に幕府の全權を掌握せり。かくの如く、將軍より管領に、管領より其の家臣にと、威權は順次に下に移りしが、長慶の卒後は更に下に移りて三好氏の家臣松永久秀勢を得、三好の徒と共に義輝を害するに至れり。是に於て義輝の弟義昭は難を地方に避け、義輝の従弟義榮、次いで阿波より迎へられて將軍となりしが、間もなく義榮卒し、義昭織田信長の助によりて職を襲げり。然るに其の後義昭は信長の威名を忌みて之を除かんとし、却つて信長に逐はれしかば、室町幕府は遂に名實共に亡びたり。時に紀元二千二百三十三年天正元年にして、尊氏の擅に幕府を開きしより、十五代約二百四十年を経たり。

美術・工藝

第四 室町時代の文物 京都の疲弊

室町幕府の起りたるは戦亂の際にして、當時人人戦争を事とし、美術・工藝の如きは概して衰へたり。然るに其の後社會の秩序稍、恢復し、義滿榮華を極むる頃に及びては、文物漸く復興し、義政東山に閑居して、風流を事とするに至り、美術・工藝は之が爲に一時盛況を呈したり。世に此の時代を東山時代といふ。義政は茶の湯に耽り、茶器は勿論、盛に書畫、骨董の類を愛玩せしかば、其の風一般に武人の間に流行せり。されば諸種の工藝進歩し、蒔繪の如きは甚だ精巧なるものを出すに至れり。又繪畫は早く鎌倉時代に宋・元の法を傳へしが、義持の頃には僧明兆みんてうの如き名人出で、又僧雪舟せつしうは義政の頃明に遊びて歸り、殊に其の名を顯せり。次いで狩野元信もとのぶ出で

佛教及び文學

て、一家の畫風を開く。これを狩野派の祖とす。其の子孫畫家となりて多く名人を出せり。佛教は鎌倉時代の後を承けて禪宗盛に行はれ、京都鎌倉には、五山などと稱する名高き寺院ありて、其の僧侶中には支那に赴きて文學を修むるもの少からざりき。戰國亂離の際にありて、尙能く文學の維



茶の湯

京都の疲弊

持せられたりしは、是等の僧侶に負ふ所最も多しとす。室町幕府の衰へて其の威令地方に及ばざるに至るや、諸大名各地に割據し、幕府の所領、公卿くぎやうの私邑等、何れも之が爲に横領せられ、朝廷の御料所も亦此の禍を免るること能はずして、諸國の貢賦殆ど絶えたり。されば朝廷は畏くも日常の供御くごにすら事缺き給ふことあり、幕府も僅かに近畿地方の一部分に賦課し、或は金を富商に借りて、其の命脈を保つの有様となり、公卿は往往縁を求めて諸國に流寓せり。之に加ふるに、京都は久しく兵馬の衢たりしかば、其の荒廢甚だしく、宮垣は破るるに任せて修理せられず、賢所かしこどころの御燈の光は遠く三條橋上より望むを得たりといふ。かかる有様なりしかば、恆例の御儀式すら多くは廢絶し、即位の大禮の如き臨

時の御儀式は容易に行はれず、後柏原天皇ごかしはばら三代百は踐祚の後二十餘年にして即位の式を擧げ給ひ、後奈良天皇ごなら四代百は踐祚の後十年にして大内義隆等の獻金により、正親町天皇ごあきむね百代五は踐祚の後三年にして毛利元就の獻金により、並びに始めて其の禮を行ひ給へり。又後土御門天皇ごつちみかど二代百崩御の際の如きは、畏くも四十餘日の間御葬送の儀行はれざりきといふ。國初以來朝廷の御衰微蓋し此の時代より甚だしきは無かりき。されども天壤無窮の皇運はもとより動搖すべくもあらず、各地に割據したる群雄も常に心を皇室に傾け、織田信長入京して御所を修理し、御料を獻ずるに及び、京都稍舊觀に復したり。

朝倉氏ノ

畠山氏ノ

赤松氏ノ

細川氏ノ

三浦氏ノ

北條氏ノ

上杉氏ノ

伊豆氏ノ

諸將各地に割據す

第五 戰國時代

應仁の亂後、諸大名各領國に就きて割據の勢をなし、幕府の命令行はれず、後土御門天皇、後柏原天皇、後奈良天皇、正親町天皇の御四代百餘年の久しきに涉りて、争亂相繼ぎ、海内殆ど寧日無し。これを戰國時代といふ。此の時代には部將の名家を倒して新に家を興すもの多く、強者は次第に弱者を併合し、鎌倉室町以來の舊家は概ね衰亡せり。

關東地方の形勢 (北條氏)

關東地方にては古河、堀越の兩公方あり、諸將二つに分れて争亂三十餘年の久しきに涉れり。かくて紀元二千百年代の中頃延徳三年に至り、堀越公方政知薨じ、其の家亂れたり。時に北條早雲身を一浪士より起して駿河の今川氏の部將たりしが、今や堀越公方家の内訌に乗じ、政知の子茶茶丸を滅して

奥羽地方の形勢

本州中部の形勢 (今川氏)

忽ち伊豆を略取せり。此の時古河公方亦既に衰へ、山内、扇谷の兩上杉氏も多年の争によりて、共に疲弊せし後なりしかば、もはや能く北條氏を制するもの無し。早雲はやがて相模の小田原城を取りて之に據り、次いで其の子氏綱、孫氏康、並びに勇略を以て著れ、遂に關東地方の大半を征服せり。是に於て當時管領たりし上杉憲政のりまさ家は自ら支ふる能はず、越後に奔りて部下長尾氏に頼り、其の家遂に亡びたり。

奥羽地方には南部、秋田、伊達等の諸氏割據せしが、中にも伊達氏最も強く、次第に其の領地を廣めたり。されど其の地東北に偏して、自ら中央の大勢に影響する所少かりき。本州中部地方にありては、駿河の今川氏、甲斐の武田氏、越後の上杉氏等最も著れたり。今川氏は足利氏の一族にして、駿

河・遠江の二國を領したりしが、義元に至り更に三河を従へ、
 紀元二千二百二十年永祿三年進みて尾張に入り、桶狭間に陣し、
 織田信長に襲はれて敗死せり。今川氏はより頼に衰へ、徳川
 家康に三河・遠江を併せられ、武田信玄に駿河を奪はれて、遂
 に滅亡するに至れり。

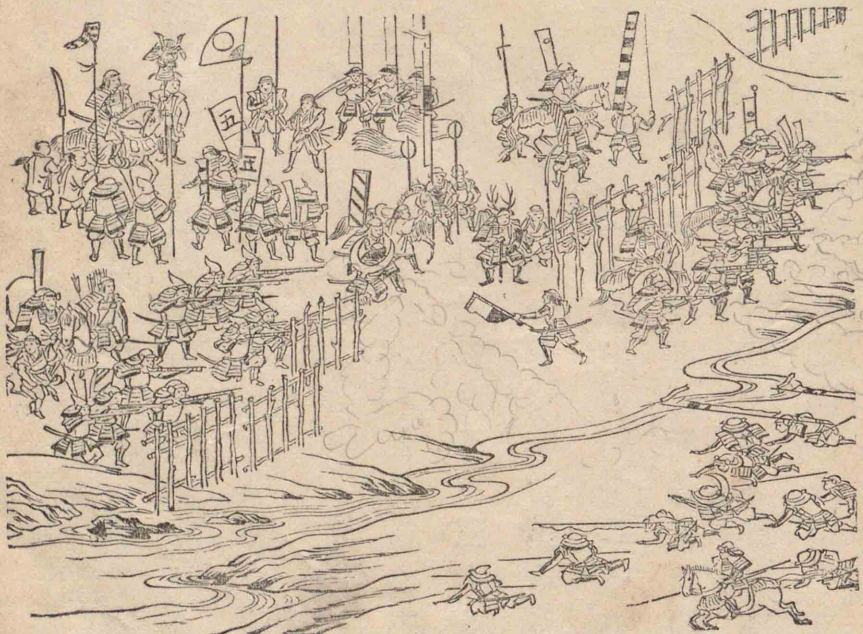
(武田氏)

武田氏は源氏の一族にして、代代甲斐にありき。信玄に至り
 其の勢頗る強大となりて、信濃を略し、駿河を併せ、屢上杉謙
 信と兵を信濃に交へたり。中にも世に有名なるは川中島の
 合戦にして、勝敗遂に決せず、兩雄の武名は之によりて天下
 に轟けり。信玄夙に大志あり、京都に上りて將軍を擁し、諸將
 に號令せんとす。其の機漸く熟するに及び、紀元二千二百三
 十二年元龜三年自ら大軍を率ゐて遠江に入り、織田・徳川の聯合

録頼と
 名クリ
 甲斐文
 武田
 取も
 武田
 長尾休

(上杉氏)

軍を三方原に破り、翌
 年天正元年進みて三河に
 入りしが、俄に病みて
 歸途に卒せり。次いで
 其の子勝頼更に三河
 に攻入り、復兩家の軍
 と長篠に戦ひしが、其
 の軍敗れて宿將老臣
 多く之に死し、武田氏
 の勢是より大いに衰
 へたり。
 上杉謙信はもと長尾



(戦合篠長)争戦の代時國戰

(朝倉氏及
一向一揆)

氏を稱す。平氏の一族なり。家代代上杉氏に仕へたりしが、後主家の衰微に乗じて自立し、謙信に至りて勢殊に強く、悉く越後を従へ、更に兵を隣國に出し、憲政の來り投ずるに及び、遂に上杉氏を相續せり。是より謙信は關東を恢復せんとし、屢、北條氏と戰を交へ、又信玄と信濃を争ひ、以て北陸に雄視せり。謙信亦夙に京都に上りて事を成さんとするの志あり。足利義昭及び本願寺の内應を得、紀元二千二百三十八年天正兵を近畿に進めんとせしが、偶病を獲て卒す。かくて養子景勝家を繼ぎしが、上杉氏は是より進取の勢を失へり。以上三氏の外、越前に朝倉氏あり。越前はもと斯波氏の領地にして、朝倉氏は其の家臣なりしが、主家の衰ふるに及び自立して家を興したるなり。又北國には一向宗の一揆あり。其

佐々木氏に
シテ
大内氏
信

近畿地方の
形勢

の勢熾にして、一時は加賀一國を占領するに至れり。一向宗は即ち眞宗なり。近畿地方には細川・畠山兩管領家多くの所領を有して、勢力ありしが、後時勢の推移すると共に畠山氏先づ衰微し、次いで細川氏の臣三好氏主家に代りて勢を得、三好氏の臣松永氏後更に三好氏に代れり。近江には京極氏ありしが、亦衰へて其の家臣淺井氏興り、伊勢には北畠氏ありて、尙其の勢力を維持せり。

中國地方の
形勢

(尼子氏)
(大内氏)

中國地方には赤松・山名の諸氏其の東部にありしが、次第に衰へ、京極氏の一族尼子あまこ經久つねしき出雲に興りて、遂に山陰道の大半を従へたり。尼子氏に對抗せしは大内氏なり。大内氏は代

代中國の西部にあり、其の所領九州の北部にも及びしが、義

(毛利氏)

興おきに至りて大いに勢を得、更に領地を東方に廣めたり。然るに子義隆嗣ぐに及びて、驕奢やうしゃを恣しにし、紀元二千二百年代の初頃天文二十年家臣陶晴賢たうけいけんの爲に害せらる。大内氏の部下毛利元就もとすけ乃ち晴賢を嚴島に討ちて之を滅し、遂に大内氏に代りて其の舊領地を従へ、更に尼子氏をも滅して、十餘國の地を領するに至れり。此の頃又宇喜多氏の備前に起れるあり、次第に勢を得て、一方に雄視せり。

四國地方の形勢

四國地方には初め細川氏の一族勢ありしが、後衰へて家臣三好氏之に代り、東部の地方を領したり。然るに其の後長曾我部元親もとちか土佐より起りて勢漸く強く、遂に四國の大部を併吞へんどんせり。

九州地方の形勢

九州地方には筑前の少貳氏、豊後の大友氏、薩摩の島津氏等

皆勢力ありき。其の後少貳氏次第に衰へて家臣龍造寺氏肥前に起り、大友氏も亦漸く振ふるはず、島津氏の勢力遂に九州を壓するに至れり。

第六 南蠻人の渡來

西洋人の東洋渡來

室町幕府の威令衰へて群雄各地に割據し、互に攻伐を事とせし間に、西洋にては航海術大いに開けて、次第に航路を延長し、遂に東洋に渡來するものあるに至れり。是より先、西洋人の中には東洋諸國の物産に富めるを聞き、之と交通を開きて利益を收めんとするもの少からず、紀元二千百五十二年明應コロンブスが亞米利加を發見せしも、其の東洋に至らんとする途中に於ける偶然の出來事なりき。其の後數年

葡萄牙人の
來航と小銃
の傳來

にして葡萄牙人は始めて亞弗利加の南端を回航し、印度洋を経て海路直ちに印度に達することを得たり。是より後西洋人の東洋に來航するもの漸く多く、中にも葡萄牙人は他に先んじて其の經略に着手せり。かくて葡萄牙人は印度の西岸にあるゴアを根據地として土地を開き、又盛に商業に従事せしが、次第に經略の範圍を擴めて屢支那に渡航する中に、紀元二千二百三年^{天文十年}其の商船颶風に遇ひて我が種子島に漂着せり。是實に西洋人の我が國に渡來せし始なりとす。此の時島主は葡萄牙人の齎せる小銃を獲たり。我が國是に於て始めて火器あり。此の時に當りて群雄専ら武事を研究せる折柄なりしかば、此の新來の武器は大いに世に歡迎せられ、是より舊來の戰術一變し、築城法の如

西班牙人の
來航



南蠻人の風俗

きも頗る面目を改めて攻守の術共に進み、戰爭愈々猛烈となるに至れり。次いで葡萄牙人の澳門^{まかお}を取るに及び、其の商船の我が國に來るもの次第に數を加へたり。西班牙人も亦コロンブスの亞米利加を發見せし以來、盛に新大陸の經營に従事し、後亞米利加より太平洋を航し、東洋に來りて、

リピン群島を取り、紀元二千二百三十一年元龜二年マニラに政廳を開きて、之を東洋に於ける根據地とし、後、葡萄牙人と同じく亦我が國に來航せり。當時我が國にては、是等の人人を總稱して南蠻人と呼び、其の船を南蠻船といへり。

第七 織田信長の功業

織田氏

織田氏はもと斯波氏の家臣にして、代代主家の領地たる尾張にあり、信秀に至りて勢漸く盛に、夙に勤王の志篤く、家名次第に著れたり。信長は信秀の子なり、勇にして智謀に富み、寡兵を以て今川義元の大軍を破りしより、其の武名四隣に轟き、次いで美濃の齋藤氏を滅して岐阜に移れり。信長亦夙に勤王の志あり、其の美濃を平ぐるに及びて、正親

信長京都に入る

信長
牙重
一信長
一信長

勤王
神
地



信長を拜す

町天皇遙かに武名を聞召し、紀元二千二百二十七年永祿十年御料所恢復の事を勅し、天下無雙の名將と褒め給ひき。信長大いに感激し、天下を平定して叡慮を安んじ奉るを以て己が任とせり。是より先將軍義輝害に遭ひ、其の弟義昭難を越前に避けしが、信長の勅を拜したる翌年、來りて信長に投ず。信長乃ち之を機とし、義昭を奉じて京都に入り

三好・松永等の徒を降して、忽ち都下を定めたり。是より後信長は御所を修理し、供御の料を獻じ、又號令を嚴にして兵士の狼藉を戒めしかば、上下其の堵に安んじ、久しく疲弊荒廢の極に陥りたりし京都も稍舊觀に復し、近畿漸く安きことを得たり。

信長の經略

信長は又更に南の方北畠氏を従へて伊勢を併せ、北に向ひて越前の朝倉義景よしかげを伐てり。然るに義景近江の淺井長政なかつまさと謀を通じ、又延曆寺の僧兵をも誘ひて共に信長に抗せしかば、信長は延曆寺を攻めて之を焼き、悉く其の僧徒を殺せり。時に紀元二千二百三十一年元龜二年にして、恰も毛利元就北條氏康の卒せし年なり。平安時代よりさしも横暴を極めたりし山法師も此に至りて永く其の勢を失ひ、信長の威名益揚

れり。將軍義昭之を見て、遂には己が地位の危からんことを慮り、信長を除かんとす。信長乃ち却つて義昭を逐ひ、更に淺井朝倉の二氏を滅して近江・越前の地方を平定せり。時に紀元二千二百三十三年天正元年にして、武田信玄が上洛を企て、途中に病を獲て卒せし年なり。是より先大阪には本願寺の一揆ありて信長に抗し、其の徒又伊勢の長島にありて勢頗る熾なりき。信長乃ち淺井朝倉滅亡の翌年、長島の一揆を伐ちて多く其の徒を殺し、次いで城を近江の安土あづちに築きて之に移り、更に屢大阪の一揆と兵を交へたり。此の時中國に毛利輝元あり。祖父元就の後を承けて其の勢甚だ強く、遙かに上杉・武田の二氏と相應じ、共に義昭を助けて信長を夾撃せんとし、又糧を大阪に送りて本願寺を助くる等、百方信長の事

本能寺の變

業を妨げたり。信長乃ち先づ其の將羽柴秀吉をして中國を
 伐たしめ、漸を以て他に及さんとせり。
 間もなく本願寺の一揆は衰へ、謙信卒して上杉氏も復信長
 の敵にあらず。餘す所は東國の武田氏、中國の毛利氏、四國の
 長曾我部氏、關東の北條氏及び九州・奥羽等遠隔の地方に割
 據せる諸豪族あるのみとなれり。されば信長は紀元二千二
 百四十二年天正十年自ら東に向ひ、家康と共に勝頼を伐ちて、遂
 に武田氏を滅し、更に子信孝のぶたかをして諸將と共に四國に向ふ
 の準備をなさしめたり。此の時に當り、秀吉既に中國の東部
 を從へ、備中に入りて毛利氏の軍と對せしが、輝元自ら大兵
 を率ゐて來るを見、急を信長に報ぜり。信長乃ち自ら中國に
 向はんとし、其の將明智光秀等に出兵を命じ、長子信忠のぶたかと共

に京都に入りしに、光秀俄に叛して信長を本能寺に襲ふ。事
 不意に出で、衆寡敵せず、信長遂に火を放ちて自盡し、信忠亦
 自殺せり。實に天正十年六月なり。信長京都を定めしより此
 に至るまで十五年、東征西伐力を君國に盡せしが、其の業將
 に成らんとして忽ち叛臣の兇手に斃れたり。

第八 豊臣秀吉の海内平定

秀吉備中にありて毛利氏の大軍に對し、持重して信長の來
 るを待つ。偶、本能寺の變報到りしかば、急に毛利氏と和し、直
 ちに軍を還して光秀を山崎に破り、遂に之を滅せり。本能寺
 の變を距ること僅かに十一日なり。此の時信長部下の諸將
 は、柴田勝家を始として、多くは機に後れて事に及ばず、秀吉

信長の遺業
秀吉に歸す

をして獨り舊主の仇を報ずるの功名を専らにせしめたり。かくて秀吉は諸將を會して後事を議し、信忠の子秀信ひそのぶを立てて織田氏を嗣がしめ、又信長の遺領を其の子信雄のぶを、信孝及び諸將に分てり。時に勝家は秀吉の威望の獨り盛なるを見て之を喜ばず、偶、信孝亦信雄と權を争ひて隙を生ぜしかば、勝家乃ち信孝と謀り、秀吉及び信雄を滅さんとして兵を擧げたり。然るに勝家は賤岳の戰に大敗して遂に越前に自殺し、次いで信孝亦亡びて、信長の遺業は自ら秀吉の繼承する所となれり。時に天正十一年五月にして、本能寺の變後僅かに一年なり。秀吉乃ち諸將に課し、もと本願寺一揆の根據たりし大阪城を修築して此に移り、十三年紀元二千二百四十五年には從一位に進み、關白となり、翌年遂に太政大臣に任ぜられ、豊臣の

柴田氏
長張
上社村
越前
佐成政
長張
豊臣

姓を賜はりたり。

信長の遺業の秀吉に歸するや、秀吉は之を完成せんとし、天正十三年先づ長曾我部元親を伐ちて四國を平げ、其の侵略せる土地を收めて、土佐一國を之に與へたり。次いで秀吉は佐佐成政なりまさを降して越中を定めしが、やがて上杉景勝も亦來り服して、北陸地方悉く平げり。此の時に當り、九州には島津義久勢力甚だ盛にして漸く北に進み、大友龍造寺等の諸氏を壓して殆ど九州を併呑せんとす。秀吉乃ち書を義久に與へて上京を促せしが、義久聽かず。是に於て秀吉は十五年自ら大兵を率ゐて進撃し、二箇月を出でずして之を降し、舊領薩隅の二國と日向の南部とを義久に與へて、其の他の地を收めたり。其の後秀吉更に小田原を征するに及びて、伊達政

上杉景勝
秀吉信長の
遺業を完成
す

長張
越前
佐成政
長張
豊臣

宗來り謁し、間もなく北條氏亡び、奥羽地方亦服して、全國悉く平定せり。實に天正十八年紀元二千二百五十年八月なり。秀吉の曩に長曾我部氏を征し又島津氏を伐つや、單に其の侵略せる土地を收めて之を有功の諸將に分ちしのみにて、尙其の家を保たしめしが、今や東國の平定するに當りては、悉く北條氏の領地



秀吉石垣上山より小原田城包圍の狀を望む

聚樂第行幸

秀吉の施政

を收めて之を滅し、毫も假借する所無かりき。かくて没收の地は上總・下總等と共に之を徳川家康に與へ、家康の舊領たりし參遠・駿・甲・信の諸國を諸將に分與せり。是に於て天下復秀吉に敵するもの無し。

是より先秀吉聚樂第を京都に起して、結構壯麗を極めしが、九州平定の翌年、後陽成天皇第六百代の行幸を奏請し、自ら文武百官を率ゐて之に供奉せり。威儀の盛なる古來未だ曾て有らざる所にして、貴賤老少其の尊嚴を拜して感泣せざるなし。此の時秀吉は供御の料を増加し奉り、親王及び公卿の領所を定め、諸大名をして天皇を尊崇し奉り、關白の命に背かざるべきことを誓はしめたり。

かくの如く秀吉は上皇室を尊び、下諸將を統べて、國內の秩

序を正せしが、又頗る意を民政に用ひ、前田玄以、淺野長政、右田三成、増田長盛、長束正家を五奉行として百般の政務を分ち掌らしめ、京都の市街を修め、諸國の土地を檢して田制の紊れたりしを整へ、租税の率を定め、又新に貨幣の制を立てたり。

朝鮮征伐

秀吉夙に國威を海外に耀かさんとするの志ありて、中國征伐の際既に朝鮮及び明を經略するの意を洩らせり。かくて小田原を征討するに及び、書をフリピン大守に贈り、後又使を臺灣に遣はして、各其の服従を促し、遂に印度にも及さんとす。又明國に對しては先づ之と交通せんとし、朝鮮をして我が意を彼に通ぜしむ。然るに朝鮮之に應ぜざりしかば、文祿元年紀元二千二百五十二年大軍を朝鮮に出し、本營を肥前の名古屋に

置き、自ら臨みて之を指揮せり。其の軍總べて十三萬餘。加藤清正、小西行長先鋒たり。小早川隆景、島津義弘、黒田長政、立花宗茂等の諸將相踵ぎて渡韓し、我が軍勇戰奮闘、忽ち王城を陥れて國王を走らし、二王子を擒にし、又明の援兵を破り、殆ど朝鮮八道を従へ、更に進みて明に逼らんとせり。偶、明より講和の使あり。秀吉乃ち令して一旦其の兵を收めしが、既にして和議の詐謀に出でたるを知り、大いに怒りて更に再征の軍を發す。然るに幾ばくもなく慶長三年紀元二千二百五十八年秀吉病みて伏見城に薨ず。其の病篤きに及び、遺命して軍を引上げしめ、外征の事遂に止みたり。

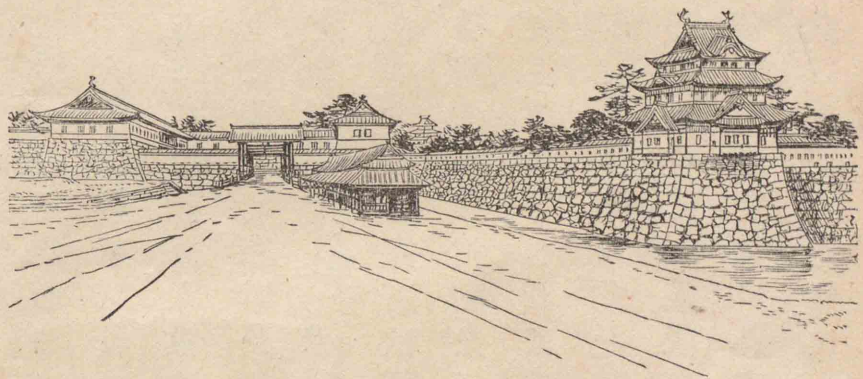
第九 徳川家康の霸業

家康江戸に移る

徳川氏は新田氏の後と傳へらる。代代三河の豪族たり。家康に至りて勢次第に加り、遂に遠江をも領せしが、信長の武田氏を滅すや、功を以て更に駿河を與へられ、本能寺の變後甲斐・信濃の亂れたるを平げて、又其の地をも併せ、勢益盛になれり。次いで秀吉の信雄と隙を生ずるに及び、家康は信雄を助けて秀吉の軍を尾張の長久手に破る。是に於て家康の武名大いに顯れ、秀吉亦頗る之を重んずるに至れり。世に此の長久手の戦を以て、嚴島・山崎の兩戦と並び稱して義戦とす。次いで秀吉の北條氏を攻むるや、家康軍に従ひて功あり。よりにて伊豆・相模・武藏・上野・上總・下總の六國に封ぜられ、始めて武藏の江戸城に移れり。此の城はもと紀元二千百年代の初頃長祿年間、扇谷上杉氏の將太田道灌の築きし所にして、規模頗

關原の戦

る狹隘なりしが、家康此に移りてより大いに之を擴張し、市街を設け、城下次第に繁榮に赴けり。初め秀吉は五奉行を置きて政務を掌らしめしが、後更に五大老を其の上に置きて家康及び前田利家・毛利輝元・宇喜多秀家ひそい・小早川隆景隆景薨後上杉景勝を之に補すを之に補し、以て天下の大事を議せしめたり。中にも家康は領土廣く、官位内大臣正二位に陞りて、威勢甚だ盛に、利家は年最も長じて、官位亦家康に次ぎ、徳望殊に高かりき。されば秀吉の薨後は其の遺命により、家康は伏見にありて政務を掌り、利家は大阪にありて秀吉の幼子秀頼を輔佐したり。既にして利家病みて薨ぜしかば、勢の趨く所天下の實權自ら家康に歸し、隨ひて家康の爲す所、動もすれば秀吉の遺旨に背き、專斷に流るるものあり。



城 戸 江

是に於てかねて秀吉の信任を受くること厚かりし石田三成は家康の遂に豊臣氏に不利ならんことを慮り、密に輝元・秀家・景勝等と謀りて之を除かんとす。かくて慶長五年紀元二千二百六十年景勝先づ其の領地會津に據りて家康に抗せしかば、家康自ら之を伐たんとし、兵を率ゐて東國に向ふ。

三成乃ち其の虚に乗じて大いに諸大名を糾合し、輝元を盟主として兵を擧げたり。されど家康は豫め事變を察して密に備ふる所ありしかば、之を聞きて驚かず、其の子秀康ひてやすを下野に留めて景勝に備へしめ、自ら軍を回して西上せり。此の時豊臣氏の舊臣中にも加藤清正・福島正則・黒田長政・淺野幸長なが・池田輝政等てるまさ攻城野戦の功ある諸將は、三成の文吏を以て權を弄するを憎み、家康に黨するもの多し。かくて同年九月十五日、東西の兩軍大いに關原がに戦ひ、勝敗容易に決せざりしが、偶、西軍の將小早川秀秋等ひてあき叛きて東軍に應ぜしかば、西軍遂に大敗せり。此の時諸大名は概ね東西に分屬し、關原は實に江戸・大阪の雌雄決戦の場たり。故に世に之を天下分目の戦といふ。

江戸幕府の創立

家康既に關原の戦に勝ち進みて大阪城に入る。天下復敵するもの無し。乃ち大いに賞罰を行ひ、西軍に屬したりし諸將の領地を沒收し或は削減して、有功の將士に分てり。又大いに諸大名の轉封を行ひ、近畿・東海道・關東等重要なる地方には、親藩又は譜代の大名を配置し、外様の大名は功によりて領地を増したるものも、多く之を僻遠の地方に移せり。親藩とは徳川氏の一族、譜代とは徳川氏舊來の家臣をいひ、外様とはもと家康と共に豊臣氏の部下にありしが後徳川氏に服従せるものをいふ。次いで慶長八年紀元二千二百六十二年に至り、家康は右大臣に進み、征夷大將軍に任ぜられて幕府を江戸に開き、以て天下の政治を總攬することとなれり。曩に足利義昭が織田信長に逐はれて室町幕府の亡びしより、此に三十

大阪の役

年にして幕府は再び創立せられ、以て明治維新に及べり。江戸幕府既に開けたりと雖も、大阪城には尙豊臣秀頼のあり。今や一の大名として僅かに攝河・泉三州の地を領するに過ぎざれども、官位次第に進みて正二位右大臣に陞り、諸大名の中には、秀吉の舊恩を思ひて心を之に寄するもの少からず、且大阪城は要害最も堅固にして、金穀の貯蓄亦甚だ豊なりき。されば家康之を憚り、常に後患を斷たんとするの意あり。偶、秀頼方廣寺の大佛を再興して巨鐘を鑄たりしが、其の鐘銘の事より葛藤を生じ、慶長十九年紀元二千二百七十四年冬遂に大阪の役起る。此の時天下の大勢は既に徳川氏に歸し、有力なる大名は一人も秀頼を助くるもの無し。之に加ふるに、秀頼の母淺井氏淀君大野治長等と専ら事を用ひて將士の心

一致せざりしかば、眞田幸村・木村重成以下の諸將奮戦して、屢功を立てしかども、軍遂に利あらざりき。されど家康も亦城堅うして容易に陥るべからざるを察し、同年の末一旦和を講ぜり。世に之を大阪冬の役といふ。和議の條件に總堀を填むるの箇條あり。總堀とはもと外堀の意なり。然るに事に當りし家康部下の將は大阪方と其の解釋を異にし、強ひて城の内堀をも填めたりしかば、大阪方の將士大いに之を怒りて、翌元和元年紀元二千二百七十五年夏再び兵を擧げたり。此の時大阪城の要害は既に撤去せられて、復據守するに利無し。諸將乃ち城を出でて東軍を防ぎしが、奮戦功無く、軍遂に敗れ、城も亦容易に陥りて、秀頼淺井氏と共に自殺し、豊臣氏此に亡びたり。世に之を大阪夏の役といふ。是に於て江戸幕府の基礎

全く定まり、家康復顧慮する所無く、翌年遂に駿府に薨ず。是より後約二百五十年間、海内平穩にして大軍を動かすこと無し。よりにて世に元和偃武えんぶの稱あり。

第十 江戸幕府の組織と其の政策

初め信長天下平定の業を創め、秀吉之に繼ぎて其の功を遂げしが、更に其の後を承けて、守成の功を完うしたるものは家康なり。家康は武家諸法度はつとを制して大名の遵守すべき所を示し、又公家法度を立てて皇族・公卿等に關する事柄をも定めたり。かくて江戸幕府は次第に發達し、秀忠を経て三代將軍家光に至り、紀綱頗る張りて組織亦大いに整ひたり。幕府の重職には大老・老中・若年寄あり。三奉行之に次ぐ。大老

家康守成の功を完うす

幕府の組織

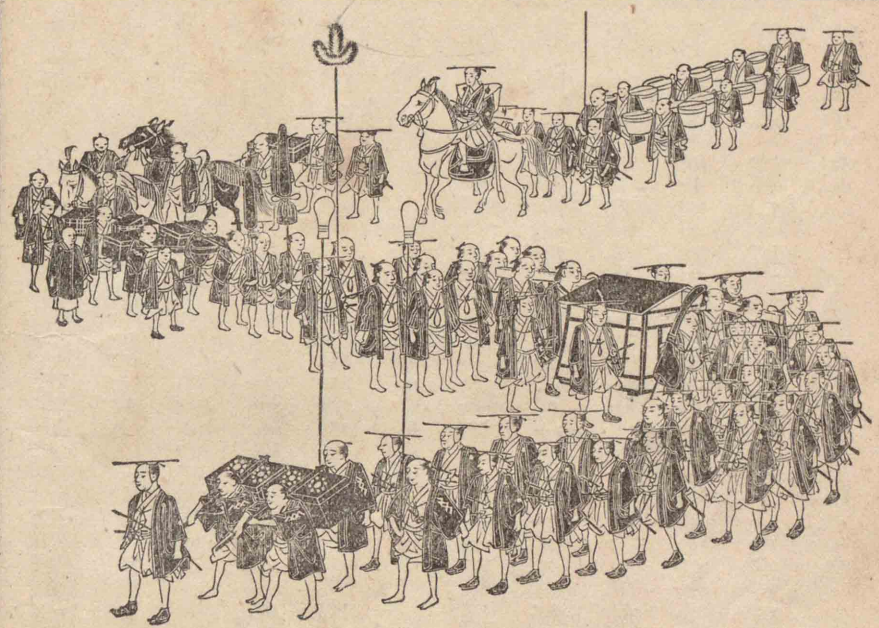
は幕府諸役の首位にあるものなれども、必ずしも常に置かず、重要な政務は老中の掌る所にして、其の首席のもの之を統轄するを常とす。若年寄は老中を助け、旗本即ち將軍直隸の諸士を管す。三奉行は寺社奉行、町奉行及び勘定奉行にして、寺社に關する事、江戸の市政に關する事、及び幕府の財政を分擔し、兼ねて訴訟裁判の事を掌る。又地方には諸大名を封じたれども、重要な地は多く幕府の直轄とし、郡代又は代官をして之を支配せしめ、特に京都には所司代、大阪及び駿府には城代を置き、又京都、大阪等に町奉行、佐渡、伏見、長崎、日光、山田等に奉行を置けり。

朝廷に對し奉る政策

朝廷に對しては、幕府は殊に意を用ふる所あり。皇居を修理し、廢れたる儀式を興し、又供御の料を豊にし奉る等、頗る之

諸大名に對する政策

を尊崇せり。されど政治上の實權に至りては、自ら之を掌握し、且公家法度等によりて朝廷の御事に干涉し奉ることも少からざりき。徳川氏は又藤原氏の例に倣ひて皇室の外戚となり、之によりて益、幕府の基礎を固めんとし、遂に秀忠の女を納^ごめて後水尾天皇^{みづのを}第七代の中宮となし奉れり。中宮の生み給へる皇女は後に位に即き給ふ。これを明正天皇^{みやうしやう}第八代と申す。稱徳天皇より後凡そ九百年にして女帝復立ち給ふ。關原の戦後、家康大いに轉封を行ひて外様大名を抑へしが、やがて幕府を開くに及びても、其の要職には常に譜代大名のみを任用し、外様大名には政治上の權力を與へざりき。家康又一族を要地に分封して幕府の藩屏とし、以て他の諸大名を牽制せしむるの方針を執り、後の將軍亦之に倣へり。中



大名行列

にも家康の三子義直よしなほ頼宣のぶよし頼房を祖とせる尾張・紀伊・水戸の三親藩は殊に敬重せられ、世に之を三家といふ。後八代將軍吉宗は分封の例を罷めて其の二子をして新に田安・一橋の二家を起さしめ、九代將軍家重亦其の子をして清水家を起さしめたり。世に之を三卿と稱す。幕府は又武家

諸法度を厲行せしかば、之に觸れて所領を沒收せられしもの頗る多く、加藤・福島等豊臣氏以來の大諸侯にして、之が爲に斷絶せしもの少からず。之に加ふるに、諸大名をして領國より隔年に江戸に參勤交代せしめ、邸宅を江戸に設け、妻子を之に置かしめて、暗に人質とする等、其の制馭には頗る意を用ひたり。江戸幕府が能く中央集權の實を擧げて、久しく其の無事を保つを得たりしは、此の制度の功實に與りて力ありしなり。

第十一 海外諸國との交通

曩に秀吉の朝鮮を伐ち、明軍と戦を交ふるや、彼我の交通之が爲に殆ど中絶せり。然るに家康政權を掌握するに及びて、

朝鮮及び支那との交通

更に隣交を復せんと欲し、對馬の宗氏をして朝鮮交通のこ
とを圖らしむ。是より朝鮮は我が將軍の襲職毎に慶賀の使
節を我に遣はすこととなれり。明との修好は遂に成るに至
らざりしかども、其の商人は長崎に來りて貿易を營み、次い
で明亡び清興るに及びても、尙先例に従ひ、常に來りて貿易
に従事せり。

西洋諸國と
の交通

南蠻人との貿易は戰國時代に於て既に開け、沿海の大名・商
人等盛に之に従事せり。秀吉海内を平定するに及びて、海外
交通の方針を執り、家康其の後を承けて益意を外國貿易に
注ぎ、葡萄牙・西班牙以外の諸國とも交通を開くの志あり。慶
長五年和蘭人ヤン・ヨーステン、英吉利人ウリヤム・アダムス
が、和蘭の商船に乗りて我が國に漂着するや、家康は之を江

國民の海外
渡航

戸に召し、居宅を與へて優遇し、海外の事情を問へり。此の頃
歐羅巴には、和蘭人盛に航海の業に従事し、葡萄牙・西班牙の
兩國人即ち我が所謂南蠻人と頻りに東洋貿易の利を争ひ、
遂に我が國に來りて家康より通商を許されたり。其の後英
吉利人も亦來りて通商を許されしが、後和蘭人は幕府の歡
心を得て南蠻人との競争に打勝ち、又英吉利人も壓倒し
て専ら我が國との貿易の利を占むるに至れり。又家康は當
時西班牙の領地たりし墨西哥と交通を開かんことを圖り、
遠く人を其の地に遣はしたり。是實に國民の太平洋を横斷
せる始とす。墨西哥との交通は遂に盛なるに至らざりしか
ども、以て當時の方針の頗る進取的なりしを知るべし。
外人の渡來漸く盛なるに及びて、敢爲進取の氣象に富める

我が海國男兒は徒に坐して遠來の客を待つに満足するものにあらず。秀吉の頃早く既に朱印の免許状を得て、澳門・フリピン・印度支那等に交通し、貿易に従事せしものあり。世に其の船を稱して朱印船といふ。江戸幕府の初に至りては、朱印船の數益多く、我が商人角倉末次等の外、



朱印船と支倉常長

島津鍋島加藤細川松浦有馬等の諸大名並びに寺院及び外國人にして、海外渡航免許の朱印状を得たるもの少からざりき。又伊達政宗は其の家臣支倉常長はせくらつねながを使として太平大西の兩洋を横斷し、信書音物を羅馬法王及び西班牙國王に贈らしめたり。



山田長政

かく國民の渡航盛なるに隨ひて、海外に移往するもの亦多く、暹羅呂宋其の他所所に日本町の存在を見るに至れり。是等の渡航者の中には、國威を海外に耀かしたるものあり。山田長

政の如き最も著し。長政はもと駿河の人、紀元二千二百年代の末頃元和暹羅に到りしが、當時暹羅は隣國と戦を交へて、國運頗る危殆なりしかば、長政日本町の人人を率ゐ、國王の爲に大いに敵兵を破れり。國王乃ち厚く長政の功を賞し、高官に任じて國政に參與せしめたり。

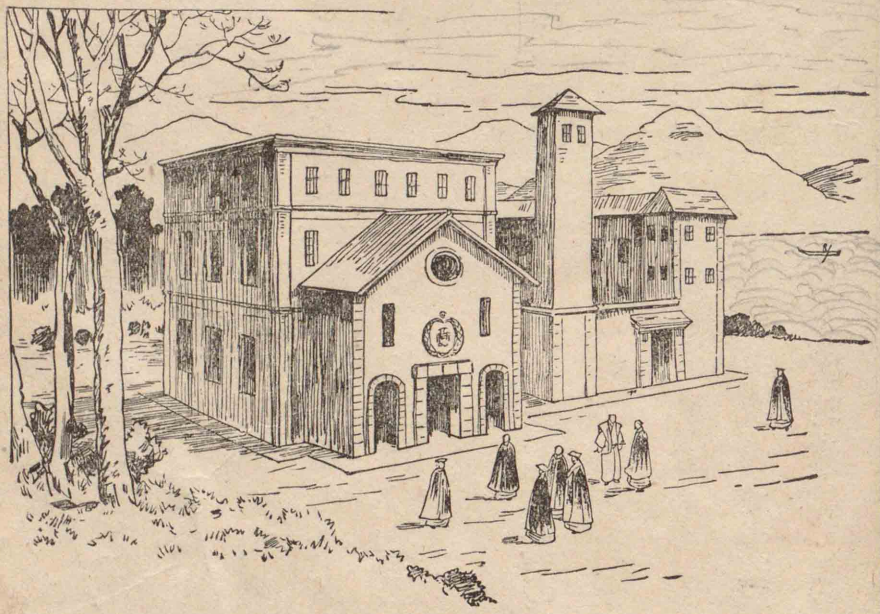
第十二 基督教の傳來と島原の亂

基督教は今の亞細亞土耳其の一部シリヤのパレスタインに起りし宗教なり。後次第に歐羅巴に傳はり、廣く諸國の間に行はれて、羅馬法王は盛なる權力を有し、諸國帝王をも壓する程なりき。然るに我が戰國時代の頃に至りて、教徒の中に新説を唱ふるものあり。是より新舊兩派に分れて烈しく

基督教の傳來

Dalestine
シリヤ
パレスタイン
紀元二千二百年

安土南蠻寺



相争ひしが、結局舊教徒の勢歐洲に衰へしかば、其の徒の中には新に有力なる團體を組織して、盛に其の教を弘布せんとするもの起れり。是等の人人は非常なる熱心を以て遠く東洋の諸國にも布教せしが、葡萄牙人の始めて渡來せしより六年を経て紀元二千二百九年天文十年に至り、葡

十字架
十字
父のセフ大工
マリア
ミナミ

崎倉、甲斐
直純、日向
大和、松倉、豊後
元和二年、高橋
小西行長、
益田、世英、新、四郎
島原、
松平、
大村、
吉原

葡萄牙の宣教師フランソア、ザビエー薩摩に來りて始めて之を我が國に傳へたり。當時我が國にて之を切支丹宗と稱せり。切支丹宗是より次第に國內に弘まりて、九州・中國より遂には奥羽地方に及び、信長の如きは安土及び京都に南蠻寺を建てしめて之が布教を助け、之に歸依せる九州の大名大友・有馬・大村の諸氏は遠く使節を法王の許に遣はすに至れり。

かくの如くにして切支丹宗の勢次第に盛なりしが、其の宣教師の爲す所往往我が國の習慣に背けるものあるが上に、其の布教の裏面には政治上の野心を懷くものなりとして危まれ、遂に秀吉の爲に禁ぜらるるに至れり。次いで家康も亦其の方針を繼ぎて之が禁を嚴にせしが、當時海外との交

切支丹宗の
禁制

島原の亂

通甚だ繁く、隨ひて宣教師の潜に來りて布教に従事するもの絶えざりしかば、容易に功を奏する能はざりき。されば家光は愈、外教の禁を固くし、其の目的を達せんとするに急なるの餘り、遂には國民の海外に出づることをも併せて嚴禁し、信徒たるの疑あるものには、基督の像を踏ましめて其の信徒にあらざることを證せしむるの法を採るに至れり。されど信徒の中には其の教を信ずること深く、嚴酷なる刑罰に行はれても尙改宗を肯んぜざるもの少からずして、之を根絶すること甚だ困難なりき。

切支丹宗の各地に弘まりたる中にも、九州地方は殊に盛なりしが、寛永十四年紀元二千二百九十七年に至り、肥前の島原半島及び肥後の天草島の信徒等亂を起し、次いで島原半島なる原の古

城址を修築して共に之に據れり。幕府乃ち板倉重昌しげまさをして之を伐たしめ、更に老中松平信綱のぶつなを遣はせり。然るに其の徒老幼を併せて三萬以上に達し、精銳なる武器を有して頑強に抵抗せしかば、幕府の軍屢利を失ひ、翌年重昌遂に戦死するに至れり。信綱乃ち諸大名の兵を指揮し、持久の策を講じて漸く之を平げたり。世に之を島原の亂といふ。

鎖國

幕府は此の亂に鑑みて益、切支丹宗の禁令を嚴にし、其の信徒の多かりし地方にては、特に踏繪の法を厲行し、又全國に令し、寺院をして人人の佛教徒たるを證せしむるの制を立てたり。幕府は又鎖國の方針を確立して、西洋人の渡來を禁止、以て切支丹宗の禍を根絶せんとし、秀吉以來の教禁ここに成功せり。是より西洋諸國との交通は殆ど絶え、唯通商を

事として切支丹宗に關係せざりし和蘭人のみは支那人と同じく特に長崎に來りて貿易するを許されたり。是に於て一時海外に雄飛せんとせし國民進取の意氣は全く挫折し、殆ど海外の事情に通ぜざるに至れり。

第十三 學問の復興と元祿時代

學問の復興

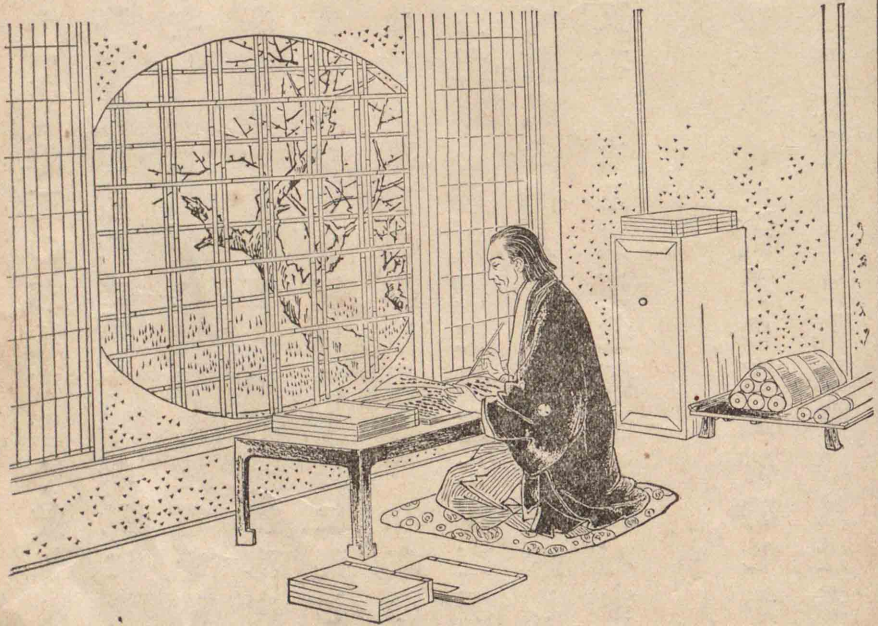
戰國時代に當りては、戰亂久しく續きて人人武事を重んじ、又他を顧みるの暇無かりき。されば學問は衰廢甚だしく、僅かに諸大寺の僧侶の之を講習するに止りて、一般人民の子弟は寺院に就きて読み書きの道を修むるの外無き有様なりき。然るに家康は夙に學問の必要を認め、其の名當時に高かりし藤原惺窩を京都より招きて書を講ぜしめ、後其の門

人林道春山羅を登庸し、屢政治上の事を諮問せり。其の他、多年戦亂の間に散逸せる古書を搜索して之が保存を圖り、或は之を出版して學問を奨勵せしかば、是より我が國の文運大いに興れり。道春は家康に用ひられてより、仕へて四代將軍家綱いづなの時に至りしが、其の子孫亦幕府の儒者として、代代其の職を襲げり。

學者の輩出

道春と時を同じうして中江藤樹・山崎闇齋あり。藤樹は近江の人にて學徳共に高く、世に近江聖人と稱せらる。藤樹の門人に熊澤蕃山ばんざんあり、亦博學にして殊に政治の才に富み、家光の頃備前侯池田光政みつまさに仕へ、之を助けて施設する所多かりき。闇齋は初め土佐に學びて一家を成し、後京都に私塾を開きて盛に生徒に教授し、又會津侯保科正之ほしなまさゆきに聘せられて其

の師たりき。家綱の頃には學問漸く普及して學者輩出し、大名の中にも好學の人多く、水戸侯徳川光圀の如きは最も著れたり。光圀は頼房の子なり。夙に我が國の史籍の備らざるを慨き、四方より學者を招きて大日本史等の書を編纂す。是より我が國史に關する知識次第に開け、我が國



徳川光圀大日本史を編す

體の特異なる所以を明かにし、尊王の志氣亦漸く鼓舞せらるるの端を啓けり。五代將軍綱吉亦殊に學を好み、夙に木下順庵じゆんあんを登庸して學を講ぜしめしが、後には自ら經書を講じ、諸大名諸有司をして之を聽かしむる程なりしかば、海内靡然として學に向へり。綱吉は又聖堂を江戸の湯島に興し、道春の孫信篤のぶあつを大學頭となせり。幕府の學政是より林家の手に歸せり。當時江戸に荻生徂徠あり、京都に伊藤仁齋、東涯の父子あり。各私塾を開きて數多の門人に教へ、東西相對して其の名天下に高かりき。又有名なる貝原益軒、新井白石、室鳩巢むろさう等も此の頃の人なり。

元祿時代

綱吉の頃は多年太平の後を承けて、武勇の氣風何時しか廢れ、武士多く奢侈に流れ、遊惰に陥りき。されば其の風は庶民

六十九

に傳はりて、淨瑠璃、芝居などの娛樂盛に行はれ、衣服調度等頗る華美に赴けり。隨ひて當時美術・工藝は長足の進歩をなせしが、學問の盛なると共に通俗文學も亦興りて、一般人民の間に行はれたり。是等のもの何れも其の特質を有せしかば、世に元祿風俗、元祿文學等の稱あり。元祿紀元二千三百四十八年より二千三百六十八年とは當時の年號なり。よりて此の時代を稱して或は元祿時代といふ。通俗文學の中には近松門左衛門ちかまつもんざゑもんの淨瑠璃、松尾芭蕉ばせうの俳諧等最も有名なり。是より先家光の頃に本阿彌ほんあみ光悅みくわつえつあり、書畫・蒔繪を善くして其の名當世に高く、次いで狩野探幽たんにゆう出で、繪畫を以て海内一の譽を得たりしが、此の頃に至りて尾形光琳おがたけりん亦繪畫・蒔繪等に巧みなるを以て世に著れたり。

幕府の不振

幕府は家光の時に於て其の組織整ひ、基礎愈々鞏固になりき。されば紀元二千三百年代の初慶安四年に家光薨じて家綱職を襲ぎ尙幼なりしが、保科正之酒井忠勝・松平信綱阿部忠秋等之を輔佐するありて、國內頗る太平なりき。然るに是等の人人相踵ぎて卒せし後は、威權獨り大老酒井忠清たつきよに歸して、紀綱稍弛みしが、家綱薨じて弟綱吉職を襲ぐに及び、大老堀田正俊まさとし之を輔けて一時善政多かりき。されど間もなく綱吉政治に怠り、生類憐しやうるゐあはれみの令を出して極端に厲行せしかば、人民頗る之に苦しめり。殊に側用人柳澤吉保やなぎさきはよしを寵用して厚く信任するに及び、施政愈々紊れて、遂には財政の困難を救はんが爲

第十四 江戸幕府の中興 寛政の治と天保の改革

幕府の中興

に貨幣を改鑄し、其の質を悪しくするに至れり。

綱吉の薨後、其の姪家宣職を襲ぎ、新井白石を顧問として多く前代の弊政を革めしが、在職久しからずして薨じ、幼子家繼代りて將軍となりき。然るに享保元



新井白石

年紀元二千三百七十六年家繼亦早世して嗣無かりしかば、家康の曾孫吉宗紀州家より入りて八代將軍となれり。吉宗英邁にして才略あり。自ら質素儉約の模範を示し、武藝を重んじ、遊惰を戒め、人才を擧げ、徳行を賞し、法律を定めて諸役人をして施政

寛政の治

寛政の治



松平定信

の據る所を知らしめ、又洋書の禁を弛め、學問を奨め、教育の普及を圖り、産業を奨励せり。是に於て士風頓に改り、財政頗る整ひ、物産亦増殖して天下太平を樂しむを得たり。世に之を享保の治といひ、吉宗を稱して徳川幕府中興の英主とす。

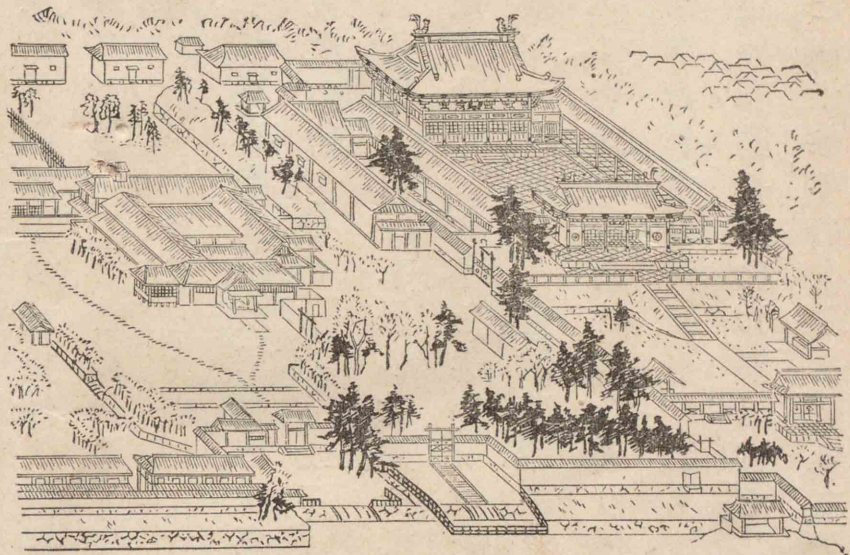
吉宗在職三十年にして子家重に譲る。家重の一代は吉宗善政の後を承けて天下無事なりしが、家重の子家治繼ぎて將軍となるに及び、老中田沼意次權を専らにし、賄賂公行して政治復漸く紊る。之に加ふるに、此の頃暴風、洪水、火災、飢饉等の禍相踵ぎて起り、人民の困窮甚だしく、怨聲四方に聞ゆるに至れり。然るに家治薨じて後、吉宗の曾孫家齊の十一代將軍となるに及び、松平定信白河之樂翁が輔佐となりて、銳意弊政を改革し、再び幕府の政を振興せり。世に之を寛政の治といふ。寛政紀元二千四百四十九年よとは此の頃の年號なり。定信は享保の政治を標準とし、率先して儉素を守り、風俗を正し、武藝を奨め、財政を整へ、海防に注意するなど、治蹟頗る多かりき。定信又昌平校を開き、柴野栗山を用ひて大いに學問を奨励せり。是より尾藤二洲、古賀精里等相次いで用ひられたり。

尾藤二洲
古賀精里

幕府衰亡の兆現る

定信在職七年にして退隱せしが、其の後も家齊職に在ると四十餘年の久しきに及び、天下事無く江戸の繁昌、其の極

天保の改革



昌平校

に達せり。されど太平の久
 しきままに、風俗漸く華奢
 に赴きて土風復壞れ、幕府
 衰亡の兆既に此の時に現
 れたり。
 天保八年紀元二千四
 百九十七年家齊退
 き子家慶職を襲ぎて十二
 代將軍となる。老中水野忠
 邦時勢に憤慨し、政治を改
 革して享保寛政の盛時に
 復せんことを圖り、嚴に奢
 侈を禁じ、弊政を改め、施設

水野忠邦
 天保の改革

頗る多かりき。世に之を天保の改革と稱す。されど其の爲す
 所急劇なりしが爲に、上下の怨を受けて職を退き、遂に其の
 目的を達すること能はざりき。

第十五 尊王論と國學の勃興

尊王論漸く
起る

源頼朝幕府を開き、武家政治の基礎を立てしより以來、時に
 治亂興廢の變遷ありしも、建武中興の時の外は政權常に武
 家の手にありき。されば人民何時しか之に馴れて、我が國體
 を忘れ、將軍あるを知りて朝廷あるを知らざるものさへあ
 るに至れり。然るに江戸幕府の時代となりては學問大いに
 開け、殊に徳川光圀大日本史を編纂せしより以來、國史の研
 究頗る興りて、世人漸く我が國體の特異なる次第を明かに

尊王論者の輩出



竹内式部朝臣の爲に書講ず

し、武家政治の非を覺ると共に、幕府の朝廷を抑壓し奉れる所爲あるを憤り、尊王の大義を説くもの現れたり。而して其の魁をなしたるを竹内式部とす。式部は越後の人なり。山崎闇齋の學説を奉じ常に皇室の式微を慨きしが、紀元二千四百年代の初頃寶曆將軍家京都にありて朝臣の爲に書を講ずるや、特に我

鳥羽心臣
楠子之墓
竹内式部
山崎闇齋
一之助
嘉部、松、景忠、良
三子、年
神保、字、汝
五木、其、年、本

鳥羽心臣
西河、陽、明、名
少、藤、大、武、新
甲、中、書、甲、二、有
大、新、也、心、也
藤、井、在、竹、内
尊、王、論
單、本、三

が國體を明かにして尊王の大義を論じ、以て政權の恢復すべき所以を唱へたり。されば京都にては、幕府を憚りて其の講筵に列せし朝臣等十餘人を罰し、幕府にても亦容易ならざることとして、式部を追放せり。されど是より後、武家政治の非を論ずるもの漸く起り、家治かちの時に至り、かねて式部と往來して其の志を同じうせし山縣大貳、藤井右門うもんの如きは、朝廷の御衰微を慨くの餘り、其の言過激に涉りて幕府の爲に刑せられたり。其の後は天下口を閉ぢて、復幕府の不義を論ずるもの無かりしが、尊王の大義を解するもの益、多く家齊いえはらの時には高山彦九郎、蒲生君平時を同じうして大いに時勢に憤慨し、盛に尊王論を鼓吹せり。次いで漢學者に頼山陽らいさんやうあり、日本外史・日本政記を著して尊王の意を寓せしが、其の

國學の勃興

文章明快にして、世人多く之を愛讀せしかば、國史の知識の普及すると共に、人心之が爲に益、鼓舞せられたり。



本居宣長

尊王論の漸く盛なるに當りて、國學勃興し、更に之を刺激して益、其の勢を助けたり。曩に徳川光圀の國史の研究に従事せし頃、大阪に僧契沖あり、我が國の古文を講究して發明する所多し。光圀之を景慕して、其の世を終ふるまで存問絶えざりて、其の門人賀茂眞淵、眞淵の門人本居宣長等相踵ぎて現れ

大坂二下... 尊王論... 國學の勃興... 伊藤... 平田篤胤... 堀保己... 保己... 本居宣長... 尊王論... 國學の勃興...

たり。中にも宣長は深く古史古文に通じ、古事記傳を始として著書極めて多し。當時漢學者の中には、儒教に心酔するの餘り、支那を尊び我が國を卑しめ、内外本末を誤れるものあり。宣長いたく之を慨き、努めて儒教を排斥せり。次いで平田篤胤あり。宣長の學を傳へて頻りに神道を主張し、極力儒佛を攻撃せり。又宣長と時を同じうして堀保己一あり。幼にして明を失ひしが、博聞強記にして古典に通じ、群書類從を編纂して世に傳へたり。かくの如く國學の大家多く



堀保己

現れて、古史・古文の研究愈、盛になりしかば、世人益、我が國體の尊嚴なるを覺り、大義名分の忽にすべからざることを明かにするに至れり。

北海邊地言の松崎と云い人なり

第十六 外艦の渡來と開港の顛末

家光鎖國の方針を確立してより以來約百五十年、國民の海外に航するもの全く跡を絶ち、外人の渡來するものも、僅かに和蘭人支那人のみとなりしかば、國民は國內の太平に狃れ外國の事に關しては殆ど思を致すこと無かりき。かかる間に、世界の大勢は漸く推移し、露英兩國は次第に東方經略の歩を進めて、東洋の形勢亦一變せんとするの機運に向へり。是より先、露國は綱吉の時既にカムチャカ半島を經略した

東洋の形勢一變せんとす

林子平
海軍兵隊
三浦通光
あししかゆと云いなり
死にたくと云いなり
近藤重藏

北門の警備

りしが、家齊の頃頻りに我が北邊を窺ひ、英人の印度經略亦大いに其の効を奏して、南方より次第に我が國に近づけり。林子平は夙に此の形勢を察し、書を著して海防の忽にすべからざるを説きしが、幕府之を喜ばず、其の書を燒きて子平を罪したり。

然れども子平の先見は過たざりき。寛政四年紀元二千四百五十二年即ち子平の罪せられたる年の秋、露國の船我が漂民を送りて北海道に來り、貿易を開かんことを求めたり。是に於て幕府も大いに海防の必要を覺り、沿海の諸侯に命じて防備を嚴にせしめ、老中松平定信をして伊豆相模等の沿海を巡視せしめ、又北邊の警備の重んずべきを認め、吏員を北海道に遣はし、殊に近藤重藏・間宮林藏等をして邊境を探檢せしめたり。

重藏は遠く擇捉島に至り、露人の建てたる標柱を撤して我が國標を建て、林藏は樺太より遂に大陸に渡りて北地の地勢風俗等を視察せり。是より先、幕府は伊能忠敬をして北海道の海岸を測量せしめしが、忠敬更に全國に涉り、前後十七年を費して精密なる調査を終へたり。其の製作せる地圖



近藤重藏擇捉島に柱標を立つ

外國船擊攘の令

は近年に至るまで尙本邦地圖の基本たりき。かかる間にも、露國の船は屢、北海道に來りて其の海岸を掠め、北邊の騷擾一方ならず、英國の船も亦突然長崎に來りて港内を騷がし、長崎奉行の之が爲に責を引きて自殺することなどありき。されば夷狄攘ふべしとの論漸く起りて、文政八年紀元二千四百八十五年幕府は遂に外國船擊攘の令を諸藩に下すに至れり。

洋學

かくの如く幕府は攘夷の方針を執りしも、今や世界の大勢は、其の鎖國政策を定めたる當時とは頗る趣を異にせるものあり。近代に於ける交通機關の發達は恰も地球の面積を縮めたるが如き結果を生じ、遠隔の諸國も相往來すること容易になりて、外國船の東洋に來るもの、益、其の數を加へた

青木文淵

前野良澤

杉田玄白

大槻玄澤

仙臺玄白

渡邊登山

田代文政

君野良澤

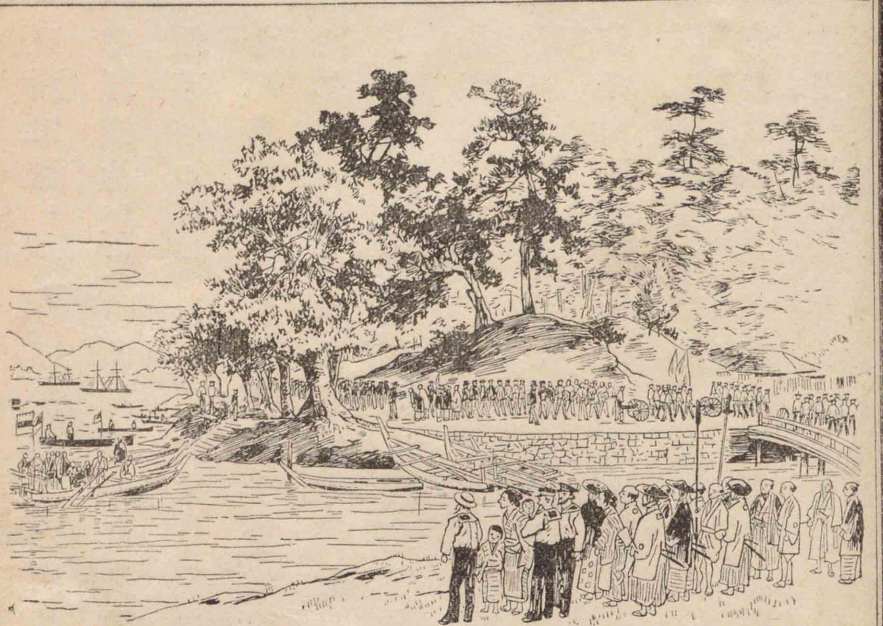
尾島實白

りされど多年の太平に狃れたる國民は未だ海外の事情を
 審にせざりしが、獨り蘭學者の中には世界の大勢に通じ開
 港の利を説くものありき。初め幕府が鎖國の方針を執るや、
 洋書を讀むことをも嚴禁したりしが、吉宗は西洋文物の發
 達せるを知り、洋書の禁を弛めて切支丹宗に關係無きもの
 は之を輸入することを許し、又青木文藏陽を長崎に遣はし
 て和蘭語を學ばしめしかば、蘭學を修むるもの漸く現れた
 り。中にも家治の時、前野良澤、杉田玄白等は刻苦勉勵遂に能
 く和蘭語に通じて、始めて人身解剖りやうたくに關する蘭書を翻譯し、
 次いで家齊の時に至り、大槻玄澤げんたく出でて和蘭語法の書を著
 したり。是より蘭學の講習益進みて、西洋學術・技藝の傳來次
 第に多く、又海防の論盛なるに伴なひて、其の兵學・砲術を研

ペルリの渡來と和親條約の締結

究するものさへ出でたり。されば是等蘭學者の中には我が
 鎖國政策の到底持續し難く、攘夷の遂に實行すべからざる
 を知り、開港の意見を有するものも亦少からず。渡邊登山華高
 野長英の如きは其の議論を述べて幕府の處置を難じ、之が
 爲に罪せらるるに至れり。
 幕府は鎖國の非を論ずるものを罪し、ひたすら開港論の鎖
 壓を試みしかども、大勢の趨く所、到底抵抗すべきにあらず。
 幕府も遂に之に鑑み、天保十三年紀元二千五百二年外國船擊攘の令を
 弛めたり。次いで和蘭人の屢書を幕府に呈して鎖國方針の
 永續すべからざるを忠告せるあり。されど幕府は事毎に舊
 慣に依り、殊に今尙外國の事情に通ぜざるが爲に祖法變じ
 難しとて之に従はざりき。然るに嘉永六年紀元二千五百十三年六月亞

米利加合衆國の水師提督ヘルリ四隻の船艦を率ゐて浦賀に來り、大統領の書を幕府に呈して和親通商を請ひ、若し其の要求の容れられざる時は兵力にも訴ふべき勢を示すに及び、幕府は更に其の態度を一變せざるを得ざりき。乃ち先例を破りて先づ其の國書を受け、返答の期を延べて一旦ヘルリを歸らしめ、從來は内治外交一切の事幕府の獨斷にて處置したりしにも拘らず、今や事態の重大なるを以て、事由を朝廷に奏上し、又諸侯の意見を徵せり。是より幕府は國家の大事に關して特に勅裁を仰ぎ、諸侯も亦幕府の政に對して喙を容るるの端開けたり。偶將軍家慶薨じて子家定十三代將軍となり、幕府多事にして對外の方針未だ決定に至らざる中に、翌安政元年紀元二千五百十四年ヘルリは更に七隻の船艦



す陸上に田下リルベ

を率ゐて浦賀に來り、國書の返答を求むること急なり。是に於て幕府は已むを得ず其の請を容れ、始めて之と和親條約を結びて、亞米利加船の爲に下田・函館の二港を開き、薪水・食料の必需品を給することを約せり。されど通商に至りては、尙之を許さざりき。次いで英吉利・露西亞・和蘭の

通商條約の
締結と繼嗣
の選定

三國に對しても、亦殆ど之と同様の條約を結びたり。
 和親條約既に結ばれしかば、安政三年紀元二千五百十六年合衆國の總
 領事ハルリスは下田に來り、更に將軍に謁見せんことを求
 む。幕府之を拒絶すること能はず、翌四年十月遂に之を引見
 せしが、ハルリス世界の太勢を説きて我が鎖國政策を執る
 の不可なるを論じ、更に通商を開かんことを要求せり。是に
 於て幕府は復已むを得ずして之と通商條約の草案を議し、
 下田・函館の外、新に神奈川横濱・兵庫神戸・長崎・新潟の四港を開き、
 神奈川開港の後には下田を閉づべきことと定め、翌五年老中
 堀田正睦まさよしを上京せしめて勅裁を仰がしめたり。是より先攘
 夷の論盛にして、前水戸藩主徳川齊昭の如きは熱心に之を
 主張せしが、此の頃に至りても尙開港に反對するもの頗る

多く、京都にても亦此の説を執るもの少からざりしかば、孝
 明天皇第百二十代深く國家の前途を憂慮し給ひ、容易に幕府の請
 を許し給はず、更に三家以下諸大名の議を徴して上奏せん
 ことを命じ給ひき。又將軍家定子無く、其の繼嗣を定むるこ
 とに就きて幕府の議論未だ決せず。時に齊昭の子慶喜家一橋
 年既に長じて賢明の聞ありしかば、尾張・越前・薩摩の諸藩主
 を始として、心を之に寄するもの頗る多く、朝廷にても亦年
 長賢明のものを選ぶべきことを沙汰し給へり。かくの如く
 幕府は内外多事なりしかば、彦根藩主井伊直弼を大老に擧
 げて此の局に當らしめしが、偶、英佛兩國の清國に對する戰
 勝の餘威を以て、更に我が國に來り通商を強請せんとする
 風説あり。ハルリス之に乗じて條約の調印を逼ること愈、急

小巻
 堀田の藩
 井上太左
 高相其者王
 七月二十
 夫佛
 井上清海
 岩瀬、有後
 榎三村三郎
 梅田源兵衛
 安政の大獄
 と櫻田門外
 の變
 石田、有後
 榎三村三郎
 梅田源兵衛

なり。幕府は事情遂に已むべからずと見て、安政五年紀元二千五百十八年勅許を待たず、其の條約に調印せり。是に於て大老直弼を非難するの聲大いに起る。此の際又直弼は將軍の旨を奉じ、衆議を排して紀伊家より幼少なる家茂を迎へて繼嗣と定めたり。間もなく家定薨じ、家茂職を襲ぎて十四代將軍となりき。

かく條約の調印といひ、繼嗣の選定といひ、幕府の處置勅に違ひ輿望に負くこと多かりしかば、天下の志士は直弼を專斷なりと憤り、世論大いに沸騰せり。直弼乃ち反對者なる齊昭及び尾張・越前の諸藩主等を罰し、又吉田寅次郎松陰、橋本左内等數十人の志士を捕へて、或は流し或は斬り、其の連累は遂に親王公卿に及べり。世に之を安政の大獄といふ。直弼は

梅田源兵衛
 梁川

和宮の降嫁

安政の處置
 公武合體
 高橋
 孝明天皇
 和宮の降嫁
 文久元年
 孝明天皇
 和宮の降嫁
 文久元年

之が爲に怨を受くること深く、遂に萬延元年紀元二千五百二十年三月水戸浪士等の爲に櫻田門外にて殺害せられたり。

第十七 江戸幕府の衰亡と大政奉還

井伊直弼の害に遭ふや、老中安藤信正等其の後を承けて局に當れり。されど當時幕府は威信既に衰へ、諸侯を制して天下に號令すること能はず。乃ち公武合體上下一致を表し、朝廷の尊嚴を假り奉りて國事を處理せんとし、將軍家茂の爲に孝明天皇の御妹親子内親王和寧宮の降嫁を奏請すると共に、十年以内を期して攘夷を斷行し、叡慮を安んじ奉らんことを誓へり。是に於て朝廷已むを得ずして其の請を容れ給ひ、文久元年紀元二千五百二十一年十二月内親王降嫁し給へり。然るに此の

孝明天皇
 和宮の降嫁
 文久元年

攘夷の實行
此の年四月薩摩の島津久光及び長州の毛利元徳相踵ぎて上京し、皇威の振興幕府の改革に就き盡力する所あり。是より朝幕の關係頗る其の面目を改め、翌月朝廷大原重徳を勅使とし、久光を護衛として、東下せしめ給へり。かくて六月勅使江戸に到り、將軍の上洛政治の改革等を命ず。幕府乃ち徳川慶喜を後見とし、前越前藩主松平慶永よしながを總裁職に任じ、翌文久三年三月將軍家茂入京して攘夷の勅を奉じ、其の年五月十日を以て之が實行の期とせり。是に於て攘夷論の主張者たる長州藩は其の期日に至り、下關海峡を通過する合衆國の商船を砲撃し、又蘭佛兩國の軍艦をも砲撃し、次いで佛

事却つて志士の憤慨する所となり、翌二年正月信正は浪士の爲に坂下門外にて傷つけられたり。此の年四月薩摩の島津久光及び長州の毛利元徳相踵ぎて上京し、皇威の振興幕府の改革に就き盡力する所あり。是より朝幕の關係頗る其の面目を改め、翌月朝廷大原重徳を勅使とし、久光を護衛として、東下せしめ給へり。かくて六月勅使江戸に到り、將軍の上洛政治の改革等を命ず。幕府乃ち徳川慶喜を後見とし、前越前藩主松平慶永よしながを總裁職に任じ、翌文久三年三月將軍家茂入京して攘夷の勅を奉じ、其の年五月十日を以て之が實行の期とせり。是に於て攘夷論の主張者たる長州藩は其の期日に至り、下關海峡を通過する合衆國の商船を砲撃し、又蘭佛兩國の軍艦をも砲撃し、次いで佛

蛤御門の變
と長州征伐

英・蘭・米四箇國の聯合艦隊と砲火を交へたり。此の頃薩摩藩も亦英國の軍艦と鹿兒島灣に戦ひて之を撃退せり。初め久光の勅使を護衛して東下するや、歸途武藏の生麥なまむぎに至りし時、偶、英人の其の前驅を犯したるものあり、久光の從士怒りて之を斬りしかば、事遂にここに及びしなり。是等の戦に於て、攘夷を主張せし人人の中にも、我が兵器の遠く彼に及ばざるを知り、爲に覺醒せしもの少からざりき。されど外艦砲撃の事天下に傳はるや、攘夷論者の意氣頓に揚り、中には言を攘夷に託し、一舉して幕府を討滅せんと企つるものあり、朝廷には遂に攘夷親征の議さへあるに至りき。然るに間もなく薩摩會津等諸藩の溫和論勢を得て、朝議俄に一變し、攘夷論の主張者たる長州藩は皇居守衛の任を



三條實美等長州に奔る

解かれ、其の藩士は在京を禁ぜられ、常に之と謀を通じたる中納言三條實美以下の朝臣七人は長州に脱走せり。是に於て長州藩士等深く之を遺憾とし、元治元年紀元二千五百四月二十六月藩主の冤を訴へんとて、家老福原元憫以下多人數相率ゐて入京せしが、薩摩會津等諸藩の兵士に拒まれ、遂に

撃退せられたり。此の時長州藩士の彈丸飛んで禁中に及ぶものありき。幕府乃ち奏請して長州征伐を諸侯に令し、前尾張藩主徳川慶勝よしかつを總督とし、諸道並び進みて長州に向はしむ。然るに藩主毛利敬親たかちかは元憫等を斬り、専ら恭順の意を表せしかば、翌慶應元年正月慶勝直ちに軍を還せり。されど長州藩士の中には此の恭順を喜ばざるもの少からず、首魁高杉晋作等起りて恭順黨を撃破せり。幕府に於ても亦慶勝の處置を以て寛に失せりとするの議ありて、再征の令を下し、將軍家茂自ら大阪に至りて軍を督し、翌二年六月諸軍長州境に逼る。然れども今や幕府の威令既に行はれず、諸侯出兵の命を奉ぜざるものさへありて、幕軍の士氣振はざるに反し、長州にては上下一致して幕軍に當り、之に加ふるに其の

徳川家文書より
將軍慶喜
行末、是れ心
を
扶植未三十一
持れは十行
御もはも勝
御もはも勝
と云ふ

大政奉還

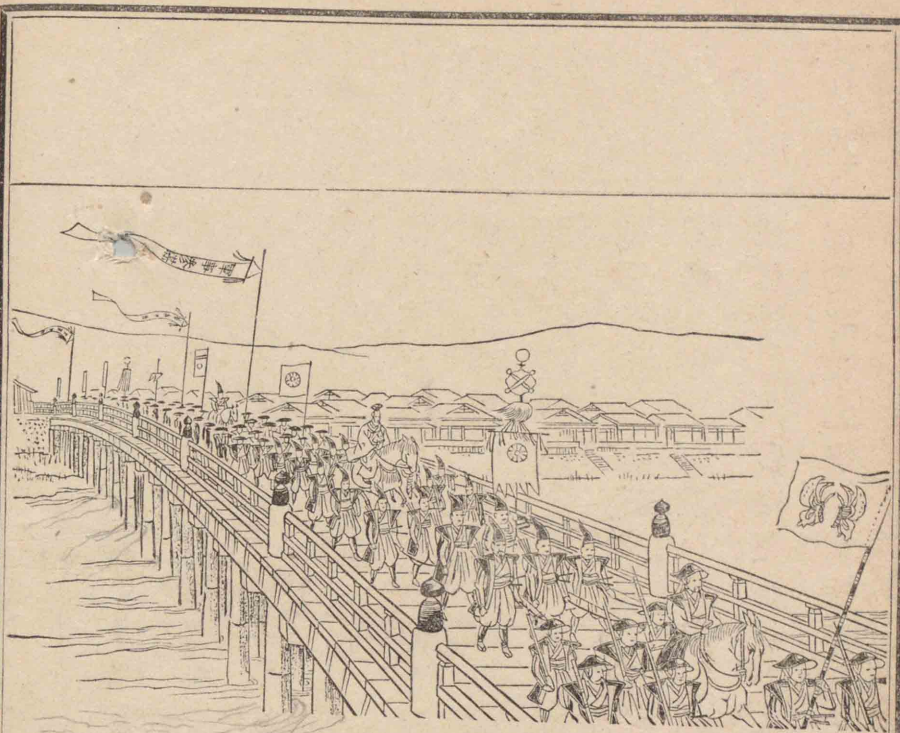
武器頗る精銳なりしかば、幕軍は到る所に利を失へり。偶將
軍家茂病みて大阪に薨ず。朝廷乃ち勅して戦を停めしめ給
ひしが、其の後幾ばくもなく孝明天皇崩じ給ひ、翌三年正月
今上天皇^明第百二^代踐祚し給ふに及び、大喪の故を以て遂に征討
の兵を解かしめ給へり。
家茂薨じて嗣無し。慶喜乃ち入りて宗家を継ぎ、十五代將軍
に任ぜられたり。然れども幕府の威信は既に全く地に墜ち
て、復救ふべからず。大藩の中には或は討幕の説を主張する
ものあり、或は幕府に建議して大政を奉還せしめんとする
ものあり。慶喜つらつら時勢の變を見て祖業の永く保つべ
からざるを察し、十月前土佐藩主山内豊信の議を納れ、遂に
奏請して政權を朝廷に奉還せり。

王政復古

第十八 明治昭代の内治

慶應三年十月將軍慶喜の大政奉還を奏請するや、天皇之を
嘉納し給ひ、十二月九日を以て王政復古の大令を發し給へ
り。乃ち攝政關白征夷大將軍等の官職を廢して、新に總裁・議
定・參與の三職を置き、親王・公卿・諸侯・諸藩士等の中より、復古
の大業に勳功あるものを登庸して新政に與らしめ給ひき。
曩に江戸幕府の創立より此に至り年を経ること二百六十
五年、源賴朝の幕府を鎌倉に開きしより凡そ六百八十年の
間、政治の大權武門に歸して天皇は畏くも虚位を擁し給ふ
御姿なりしが、今や武家政治全く廢せられて、天皇萬機を親
裁し給ふの古に復したり。
此の時に當り、前將軍慶喜は内大臣の官を以て京都二條城

維新の戦亂



(上橋條三都京)發出軍征東

にあり、依然として廣大なる領土を擁し、舊幕臣はもとより、會津・桑名の二藩を始として諸侯の之を戴くもの尙多く、勢頗る盛なりしが、朝議慶喜に辭官・納土を命じ、以て政權奉還の實を完からしめんとす。城内の兵之を聞きて憤慨すること甚だし、慶喜乃ち事變の生ぜんことを恐れ、竊に大阪に退きしが、尙衆情を鎮定するを得ず。翌明治元年

正月三日舊幕臣及び會桑二藩の兵士等に擁せられ、王政復古の大令を以て薩摩藩士等の隱謀に出づとし、討薩の表を捧げて入京せんとせり。かくて其の先鋒既に鳥羽・伏見に到りしが、薩長二藩の兵の朝命を奉じて迎へ撃つに及び、其の軍大いに敗れたり。翌日朝廷嘉彰親王よしあき 仁和寺宮、後の小松宮、彰仁親王を征討大將軍として之を追討せしめ給ふ。慶喜乃ち遁れて海路江戸に走れり。次いで朝廷更に熾仁親王有栖川宮を東征大總督として江戸に向はしめ給ふに及び、慶喜恐懼に堪へず、上野の寛永寺に退きて謹慎し、専ら恭順の意を表す。朝廷乃ち其の死を宥して之を水戸に幽し、江戸城及び軍艦・銃砲を收め給へり。然るに舊幕臣又は徳川氏に親しき奥羽等の諸藩の中には、尙幕府に對する舊誼を思ひて順逆を誤り、相率ゐて官軍

五箇條の御誓文
天皇の即位
東京遷幸

に抗するものありしが、或は敗れ或は降りて、翌二年五月に至り全國悉く平定せり。是より先明治元年三月、天皇紫宸殿に御し、公卿諸侯を率ゐて天神地祇を祭り、五箇條の國是を誓ひ給ひ、且之を群臣に宣し給へり。

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
 - 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
 - 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス
 - 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
 - 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ 朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ

天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

大政の基礎此に定まれり。次いで八月天皇即位の大禮を紫宸殿に擧げ給ひ、翌九月慶應四年を改めて明治元年とし、一世一元の制を定め給ふ。古來吉凶禍福等の事により御一代の中と雖も屢、改元ありし習慣は此に至りて永く廢せられたり。かくて十月天皇始めて東京に行幸し給ふ。沿道の民鳳輦を拜して流涕歡喜せざるはなし。東京は即ちもとの江戸なり。是より先參與大久保利通、維新の政を行はんには宜しく都を大阪に遷すべしとの議を上りしが、やがて官軍の江戸城を收むるに及び、天皇江戸を改めて東京とし給ひ、遂に此の盛儀あるに至りしなり。次いで一たび京都に還幸して

皇后册立の禮を擧げ給ひしが、翌年三月再び東京に行幸し給ひしより以來、永く此に留り給ひ、東京は中央政府所在地となれり。

版籍奉還と
廢藩置縣

曩に朝廷の慶喜を討伐し給ふや、舊幕府及び舊幕臣の領土を收めて府縣を置き、知事を命じて之を治めしめ給へり。されども諸侯の封土は尙舊の如く、其の政刑等に藩主の掌る所にして、中央政府の威令之に及ばず、依然官武並立の趣ありて、王政維新の名あれども全國統一の實未だ擧らざりき。然るに翌明治二年に至り、薩長土肥の四藩主首として其の版籍を奉還せんことを奏請せり。次いで他の諸藩亦多く之に倣ひしかば、天皇之を嘉納し給ひ、全國諸侯の所領を擧げて之を朝廷に收め、姑く舊藩主を知藩事とし、府縣知事と

相並びて、各其の部内の政治を行はしめ給へり。是に於て全國の土地人民皆朝廷に歸し、大小の政令悉く一途に出で、舊諸侯はもはや新政府の一官吏たるに過ぎざることとなれり。然れども因襲の久しき、舊藩士民と知藩事との間には、依然として主従の舊誼を存し、名實頗る相副はざるものあるのみならず、府藩縣所管の地大小甚だしく不同にして、又互に犬牙錯綜し、行政上の不便最も多かりき。四年朝廷乃ち藩を廢して縣とし、舊知藩事を東京に移し給ひ、次いで大いに地方の行政區畫を改め、地方官を任命して、各管内の政務を統べしめ給へり。是に於て萬機親裁の實全く擧れり。後屢府縣の改廢ありしが、明治二十二年に三府四十三縣となりて、以て現今に及べり。

學制頒布と
改曆及び
兵令風俗
改良の徴

明治五年朝廷國運の發展の大いに國民教育に待つ所あるを察して、學制を頒布し給へり。是より教育は次第に普及して、遂に邑に不學の戸無く、家に不學の子弟無きの盛況に赴けり。此の年又太陰曆を廢して太陽曆を用ひ、十二月三日を以て明治六年一月一日と定め給へり。蓋し新に好を修めし西洋の諸國は何れも太陽曆を用ふるのみならず、之を從來の太陰曆に比するに、其の一年中の日數一



舊幕府時代と維新後との服装の變遷

官制の改革
と代議制の
發達

定し、季候に早晩の變無く、上下の便利甚だ多きを以てなり。其の他諸外國の長を採りて我が短を補ひ、我が長ずる所は益、之を發揮して、制度・風俗等に改善を加へたる所頗る多く、殊に明治六年徴兵令を頒布し、我が古制に參酌するに外國の制度を以てし、全國皆兵の法を定めしが如きは、其の最も著しきものとす。散髮・脫刀・禮服の改定等も亦此の前後に於て次第に行はれたり。

中央政府の官制は朝廷維新の初に於て總裁以下の三職を置き給ひしに始り、明治二年大寶令に準據して神祇・太政の二官、民部・大藏・兵部・刑部・宮内・外務の六省等を置き、大臣・納言・參議等を任命し給ふに及びてほほ整頓せり。爾來時に多少の變革はありしかども、未だ根本を改むるに至らざりき。明

治六年參議西郷隆盛・同副島種臣・同後藤象二郎・同板垣退助
同江藤新平等、征韓の問題に就き議協はずして官を辭する
や、種臣等は翌年民選議院設立の議を上れり。當時政府は時
機尙早しとして之を採用せざりしかど、八年に至り大審院
を置き最高裁判所として天下に無告の民なからしむると
共に、又元老院を設けて立法の事に従はしめ、又地方官會議
を東京に開きて民情を通ぜしめき。是に於て立憲政治の端
緒漸く開けたり。此の前後に於て、佐賀熊本・萩鹿兒島等に暴
動あり、國內頗る騷擾せしかど、何れも久しからずして鎮定
し、十二年始めて府縣會を開き、次いで民間の政治思想も漸
次進歩したるにより、十四年には天皇詔を下して、來る二十
三年を期し國會を開設すべきの旨を宣し給へり。其の後十

八年に至り大いに官制を改め、大寶令以來繼續したりし太
政官を廢して、新に内閣の制を創め、内閣總理大臣以下各省
の大臣、天皇輔弼の責に任じて、庶政を分擔し、宮内卿伊藤博
文始めて内閣總理大臣に任ぜられたり。次いで二十一年市
制・町村制の發布ありて地方自治の制度確立し、遂に二十二
年皇室典範及び帝國憲法を制定せられ、紀元節の佳辰を以
て天皇正殿に出御し親王大臣其の他百官有司等を召して
憲法發布の式を擧げ給へり。皇室典範は皇位繼承其の他皇
室の大事に關する根本法則を定め、帝國憲法は國家統治の
根本法則を定め給へるものなり。抑、西洋諸國の憲法は概ね
君臣多年の争鬭を経て後漸く定められたるものなり。然る
に我が帝國憲法が、一に萬機を公論に決し、庶民に至るまで

各其の志を遂げしめ給ふの叡慮に出で、靄靄たる和氣の中に其の發布を見るに至りしは、我が尊嚴なる國體と共に、實に世界に比類無き所なりとす。翌年十一月憲法の規定に従ひ、第一回帝國議會を東京に召集し給ひ、天皇親臨して開院の式を擧げ給へり。是より我が國は始めて東洋唯一の立憲帝國となれり。爾後議會の協賛を経て諸種の法典も漸次完成し、軍備も次第に充實し、以て今日の盛況を呈するに至れり。

第十九 明治昭代の外交

德川幕府の末に當り諸外國と通商の條約を締結するや、鎖國攘夷の論上下に盛にして、朝廷遂に之が實行を幕府に逼

外交方針の確立

り給ふに至りしが、勤王討幕の主張者の中にも、當時既に世界の大勢を見て其の到底行ふべからざるを知れるもの少からざりき。されば王政古に復するに及び、朝廷諸外國と和親するの議を決して之を天下に布告し、各國公使を兵庫に會して維新の旨を告げ給ひ、次いで更に之を京都に引見して親しく拜謁をさへ賜はりき。是に於て外交の方針始めて確定せり。かくて政府は明治三年に公使を英・佛・獨・米の諸國に遣はして、各其の國に駐劄せしめ、翌年更に右大臣岩倉具視を特命全權大使とし、參議木戸孝允・大藏卿大久保利通・工部大輔伊藤博文等を副使として歐米諸國を巡廻せしめ、國交を重ぬると共に其の文物制度を視察せしむ。かくの如くにして、諸外國との交誼は年と共に其の親厚を加へたり。

朝鮮との交渉

朝鮮との交通は幕末多事の際に當りて一時殆ど中絶したりしかば、朝廷は維新の初、使節を遣はして大政復古の事を告げ、舊好を修めんとし給ひしに、朝鮮は我が書辭の舊例に違へるを難じて之を拒み、屢、我が體面を傷つくるが如き舉動を敢へてして、憚らざりき。參議西郷隆盛之を見て其の不問に附し難きを思ひ、自ら使節として往きて之を諭し、彼尙聽かずば、則ち問罪の師を出さんと主張し、板垣退助等之を賛して、朝議亦殆ど之に決したり。然るに岩倉具視等の西洋諸國の視察を終へて歸朝するに及び、世界の氣勢に鑑みて、大いに内治整頓の急務なるを主張し、征韓論を排斥して朝議を一變せしめしかば、隆盛等同志のものは袂を連ねて官を辭せり。是より後も朝鮮に於ける排日の思想は依然とし

て已まず、八年には我が雲揚艦の朝鮮近海を航行し、水を江華島に求むるに當り、其の守兵の爲に不意に砲撃せられたり。我が政府乃ち陸軍中將黒田清隆、元老院議官井上馨を朝鮮に遣はして其の罪を問はしめ、遂に之と修好條約を結ばしめたり。抑、朝鮮は徳川將軍就職毎に幕府に來聘するの慣例ありて家齊の時に至りしが、又常に好を清國にも通じて、其の正朔を奉じ、清國は之を屬國視するの趣ありき。然るに今や我が國は其の獨立を認めて之と條約を締結せしかば、是より歐米の諸國も亦相踵ぎて朝鮮と條約を結び、互に國交を修め、通商を開きたり。されども清國は尙動もすれば朝鮮の國事に干涉し、之を屬國視するの舉動ありき。

我が國と支那との國交は江戸幕府の時代に於ては全く中

清國との修好と臺灣事件

絶し、唯清國人の長崎に來りて貿易に従事するのみなりしが、明治四年我が政府使節を遣はして清國と修好通商の條約を結ばしむるに及び、兩國の國交復ここに開けたり。偶、此の年我が國民の漂流して臺灣に到り、其の生蕃に殺戮せられたるものあり。政府乃ち六年に至り、外務卿副島種臣を使節として清國に遣はし、條約の批准交換の事を行はしむるに當り、兼ねて生蕃事件をも談判せしめたり。されども清國政府は生蕃を以て化外の民なりとし、我が提議に應ぜざりしかば、翌年兵を發して生蕃を討ち、忽ちにして蕃地の一部を從へたり。然るに清國俄に異議を唱へ、蕃地を以て其の領土なりと主張せしかば、參議大久保利通を使節として清國と交渉を累ねしめ、遂に清國をして償金を出さしめ我が征

北境の畫定

討の兵を收めたり。

是より先露西亞の東方經略は大いに其の歩を進め、將軍家齊の時には露人既に千島樺太等に渡來するに至りき。然るに我が北方經營の事業も此の頃に至りて亦頗る進みたりしかば、是等の島島には兩國人交、入來りて、境界甚だ錯雜を極めたり。幕府乃ち其の境界畫定に就きて、屢、露國と談判せしが、未だ之を決するに及ばずして王政の復古を見るに至れり。されば政府は更に露國駐劄の公使榎本武揚をして談判を開始せしめ、明治八年遂に樺太全島を彼に與へ、千島全部を我に收めて、東北の境界始めて定まれり。世に之を千島樺太の交換といふ。

明治二十七八年戰役

朝鮮に對しては、曩に之と修好條約を結びしより、彼我の關

係次第に親密に赴きしが、彼の國民の中には往往我が眞意を解せずして、動もすれば我を排斥せんとするものあり、遂に明治十五年及び十七年に於ける京城の變亂を見るに至り、之に加ふるに清國の之を屬國視すること尙已まず、爲に紛擾を生ずるの虞ありしかば、十八年我が政府は參議伊藤博文を清國に遣はして天津條約を締結せしめ、兩國兵の朝鮮に駐屯せるものを撤去し、以て永く禍根を絶たんことに努めたり。然れども朝鮮の國勢尙振はず、紀綱弛解して虐政行はれ、國內常に平安ならざりしかば、二十七年東學黨の徒之を憤りて内亂を起すに至りしが、朝鮮政府の力は微弱にして、之を鎮壓すること能はざりき。我が政府乃ち清國と協力して弊政を改め、其の獨立を固くして、永く東洋の平和

を確保せんことを望みしに、清國は我が誠意を容れざるのみならず、自ら大兵を擁して我を威壓せんとするの勢を示せり。是に於て兩國の和親遂に破れ、互に兵を交ふるに至りしが、我が軍大勝を得て、清國をして土地を割き、軍資を償ひ、朝鮮の獨立を確認せしめたり。かくて三十年に至り、朝鮮は國號を韓と改め、國王新に皇帝の位に即き、ここに始めて獨立國の體面を完うするを得たり。

條約改正

此の戰勝によりて國威頓に揚り、諸外國何れも我が國の眞價を解するに至りしかば、我が多年の宿望たりし條約改正の事も亦漸次に完成せり。從來諸外國と締結したる條約は我が國に不利なる箇條少からず。されば明治五年以來、政府は屢、各國に提議して之が改正を求めしが、我が法典未だ完

備せず、我が國情亦諸外國に熟知せられざりしかば、其の要求は常に彼の容るる所とならざりき。之に加ふるに國民の中には又我が提議を以て彼に讓歩するものなりとし、之に反對するものありしかば、政府は内外の調節に苦心し、爲に荏苒年月を經過して、容易に其の成功を見るを得ざりき。此の間に當りて、我が政府は孜孜として内政を整理し、法典を編纂して、遂には憲政を布くに至りしかば、諸外國も漸く我が國の信賴すべきを曉りて、我が要求を容るるに意あり。二十六年外務大臣陸奥宗光先づ英吉利と條約改正の談判を開き、翌年始めて新條約の調印を了へたり。偶、明治二十七年戰役の勝利あり。是より我が談判は着着其の効を奏し、三十一年に至りて悉く締盟各國との協定を遂げ、條約改正の

事殆ど全く成り、三十二年より新條約は實施せられたり。

第二十 明治昭代の外交つづき

明治三十三年
清國事變
と日英同盟

明治二十七八年戰役の後、我が國が清國より遼東半島の割讓を受くるや、露獨佛の三國は之を以て東洋の平和に害ありとし、其の地を還付せんことを我に勸告せり。我が國乃ち之を容れて半島を清國に還付せしが、是より後獨露英佛の諸國は清國に逼りて土地を租借し、或は種種の特權を得たり。されば清國民の間には、是等諸外國の壓抑を憤るもの多く、遂に過激なる排外思想を醸成して、三十二年義和團匪の暴動を見るに至れり。其の勢頗る強く、翌年には官兵亦之に加りて、北京なる列國公使館を圍みしかば、列國は我が軍を

露國との交
渉と明治三
十七八年戰
役

中堅として聯合軍を組織し、漸く其の急を救ふことを得たり。是より先露國は別に滿洲なる自國の居留民保護の爲に兵を出して其の地を占領せしが、亂平ぎて後も尙之を撤せず、勢將に韓國を壓せんとし、東洋の形勢爲に甚だ穩ならざるものあり。我が政府深く之を憂へ、清韓兩國の保全と東洋平和の確保とを目的として、屢露國と談判を試み、又三十五年一月我と所見を一にせる英國と同盟條約を締結せり。日英同盟條約締結の後、露國は兵を滿洲より撤せんことを約したりしが、期に至りて之を實行せざるのみならず、却つて益、其の兵を増し、盛に旅順の要塞を修め、進みて韓國に威壓を加へたり。是に於て我が政府は之が爲に韓國の獨立を危くし、東洋の平和を破るなからんことを望み、日露兩國利

戦後の經營
と韓國の併
合

權の範圍を明かにし、永く共に繁榮の慶に頼らんことを冀ひ、誠意露國と交渉する所ありしも、議遂に協はず、明治三十七八年戰役の避け難きに至れり。此の役亦我が軍の大勝に歸し、露國をして樺太の南半を割き、南滿洲鐵道及び旅順大連一帶の租借權等を割譲し、韓國に於ける我が優越權を承認せしめたり。かくて後、兩國共に兵を撤して戰時中占領せし滿洲の地を清國に還付し、ここに清韓領土保全の實を全うすることを得たり。日露の平和將に克復せんとせし頃、日英兩國は同盟條約を擴張して、益、東洋平和の保障を固くせり。次いで平和克復の後、我が政府は新領土なる樺太南部に樺太廳を置き、租借地なる關東州に都督府を設けて、各其の政を統べしめ、又南滿

洲鐵道會社を設立せしめて、南滿洲に於ける鐵道及び沿道の鑛山を經營せしむる等、力を諸般の經營に専らにし、以て國利民福を増進することに努めたり。其の後明治四十年、佛露兩國との協約成り、次いで合衆國とも外交文書を交換し、其の後更に露國と協約を重ねる等、諸外國との親交益、其の厚きを加へたり。又韓國に對しては、曩に協約を結びて京城に統監府を置き、之に代りて其の外交を管し、益、日韓兩國利害共通の主義を固くせしが、四十年に至り更に協約を重ね、統監をして其の内政を指導せしむることとせり。然れども韓國の宿弊は其の根柢極めて深く、危懼の念國內に充ちて、民其の堵に安んぜず。現状を以てしては到底東洋永久の平和を確保し、彼我安寧を維持すること能はず、早晚一大革新

を加へて禍亂の淵源を杜絶するの必要に迫れり。天皇之を認め給ひ、條約によりて韓國皇帝が其の一切の統治權を讓與するを受諾し、韓國を我に併合し給へり。時に明治四十三年八月なり。乃ち其の地を朝鮮と號し、總督を置きて之を統轄せしめ給へり。

國民の覺悟

顧みれば、天祖天照大神天壤無窮の神勅を下し給ひ、神武天皇其の勅旨を奉戴して大和地方を定め、始めて即位の禮を橿原宮に擧げ給ひしより、萬世一系の天皇儼として此の國土に君臨し給ひ、其の間世に治亂あり政に弛張無きにあらずと雖も、上下を一貫して光輝ある國史の成跡は炳として日星の如く、我が國體の尊嚴なると共に、儔を世界に求め難し。是一に御歷代天皇の聖德に由ると雖も、而も亦代代の國

民が相率ゐて祖先の遺風を顯彰し、各其の本分を盡せるの
結果に外ならず。我が國民たるものは、能く此の國史の成跡
に鑑み、御祖宗列聖の遺訓を奉戴して、益其の光輝を發揚せ
んことを努めざるべからざるなり。

高等小學日本歴史卷二終

附錄

年表 (下)

明治五年以前は太陰曆に六年以後は太陽曆に従ふ

紀元	天皇	年月	摘要
二〇五四	九 後小松天皇	應永元年十二月	征夷大將軍足利義滿職を辭し子義持職を襲ぐ <small>(義滿太政大臣に任ぜらる)</small>
二〇五三	同	同二年六月	義滿薨して道義と稱す
二〇五二	同	同四年四月	金閣成り義滿之に移る
二〇五一	同	同五年	三管領・四職を定む
二〇五〇	同	同六年十二月	義滿大内義弘を滅す
二〇四九	同	同八年五月	義滿好を明に通ず
二〇四八	同	同十五年五月	義滿薨す
二〇四七	一〇 稱光天皇	同三十二年七月	義持明使を諭して通聘を絶つ
二〇四六	同	同三十年三月	義持退隱し子義量征夷大將軍に任ぜらる
二〇四五	同	同三十三年二月	義量卒す
二〇四四	同	正長元年正月	義持薨す
二〇四三	同	同一年三月	義量の弟僧義圓 <small>(義)</small> 還俗して家督を繼ぐ

附錄年表

二〇八九	一〇二 後花園天皇	永享元年三月	義教征夷大將軍に任ぜらる
二〇九三	同	同四年八月	義教使を明に遣はし好を復せしむ
二〇九六	同	同十年八月	永享の亂起る <small>(翌年二月足利持氏自殺す)</small>
二〇一一	同	嘉吉元年六月	赤松滿祐義教を害す
二〇〇三	同	同二年十一月	義教の子義勝征夷大將軍に任ぜらる
二〇〇三	同	同三年七月	義勝卒し弟義政家督を繼ぐ
二〇〇九	同	寶徳元年正月	持氏の遺子成氏關東管領となる
同	同	同四年四月	義政征夷大將軍に任ぜらる
二二二四	同	享徳三年四月	畠山政長義就と家督を争ふ
同	同	同四年四月	成氏執事上杉憲忠を殺す
二二一五	同	同年十二月	義政兵を遣はし成氏を伐たしむ、成氏古河に走る
二二一七	同	長祿元年四月	太田道灌江戸城を築く
同	同	同年十二月	義政弟政知を東國に居らしむ
二二二二	同	寛正二年	天下飢饉、天皇詩を賦して義政の驕奢を諷し給ふ
二二二四	一〇二 後土御門天皇	同五年十二月	義政の弟僧義尋還俗して名を義視と改む
二二二五	同	同六年十一月	義政の子義尚生る
二二二六	同	文正元年四月	斯波義敏義廉と家督を争ふ

二二二七	同	應仁元年五月	應仁の亂起る <small>(細川勝元山名宗全の兩軍始めて京都に戦ふ)</small>
二二三三	同	文明五年	三月宗全卒し五月勝元卒す
同	同	同年十二月	義政退隠し義尚征夷大將軍に任ぜらる
二二三六	同	同八年十一月	室町幕府焼く
二二三七	同	同九年十一月	應仁の亂止む
二二三三	同	同十五年六月	銀閣成り義政之に移る
二二四九	同	延徳元年三月	義尚薨す
二二五〇	同	同二年正月	義政薨す <small>(七月義視の子義植征夷大將軍に任ぜらる)</small>
二二五一	同	同三年四月	政知堀越に薨す <small>(後北條早雲政知の遺子茶茶丸を殺し韭山に據る)</small>
二二五三	同	明應元年	<small>(伊太利人コロンブス亞米利加を發見す)</small>
二二五三	同	同二年四月	細川政元政知の遺子義澄を擁立す <small>(六月義植京都を出奔す)</small>
二二五四	同	同三年十二月	義澄征夷大將軍に任ぜらる
二二五五	同	同四年二月	早雲小田原城を取る
二二五七	同	同六年九月	成氏古河に卒す
二二五八	同	同七年	<small>(西洋より印度への航路開かる)</small>
二二六〇	同	同九年九月	天皇崩御
同	一〇三 後柏原天皇	同年十月	天皇踐祚

二六〇	一〇三 後柏原天皇	明應九年十一月	後土御門天皇を葬り奉る
二六	同	永正五年四月	義澄近江に奔る <small>(義植大内義興等に擁せられ六月京都に入り七月再び征夷大將軍に任ぜらる)</small>
二七〇	同	同 七 年	<small>(葡萄牙人印度のゴアを取る)</small>
二七二	同	同 八年 八月	義澄薨す
二七九	同	同 十六年 八月	早雲歿す
二八一	同	大永元年 三月	義植復京都を出奔す
同	同	同 年 同 月	天皇即位の禮を行はせ給ふ
同	同	同 年 十二月	義澄の子義晴征夷大將軍に任ぜらる
二八四	同	同 四年 正月	北條氏綱江戸城を取る
二八六	一〇四 後奈良天皇	同 六年 四月	天皇踐祚
二九六	同	天文五年 二月	天皇即位の禮を行はせ給ふ
二〇三	同	同 十二年 八月	葡萄牙人種子島に漂着して鐵砲を傳ふ
二〇六	同	同 十五年 十二月	義晴退隠し子義輝征夷大將軍に任ぜらる
二〇九	同	同 十八年 三月	織田信秀歿し子信長繼ぐ
同	同	同 年 七月	宣教師フランソア、ザビエー鹿兒島に来る
二一一	同	同 二十年 九月	大内義隆其の臣陶晴賢に害せらる
同	同	同 年	上杉憲政越後に奔りて長尾氏に頼る

二二五	同	弘治元年 七月	武田信玄上杉謙信と川中島に戦ふ <small>(以後屢交)</small>
同	同	同 年 十月	嚴島の戦 <small>(毛利元就晴賢を破る)</small>
二二七	一〇五 正親町天皇	同 三年 十月	天皇踐祚
同	同	同 年	<small>(葡萄牙人澳門を取る)</small>
二二〇	同	永祿三年 正月	天皇即位の禮を行はせ給ふ
同	同	同 年 五月	桶狭間の戦 <small>(信長今川義元を破る)</small>
二二四	同	同 七年 七月	三好長慶卒す
同	同	同 年 八月	信長美濃を従へて岐阜に移る
二二五	同	同 八年 五月	松永久秀三好の徒と義輝を害す
同	同	同 年 七月	義輝の弟義昭京都を出奔す
同	同	同 年	<small>(西班牙人フィリピン群島を取る)</small>
二二六	同	同 九年 十一月	元就尼子氏を降す
二二七	同	同 十年 十一月	信長御料所恢復の勅を拜す
二二八	同	同 十一年 二月	義輝の従弟義榮征夷大將軍に任ぜらる <small>(九月阿波に奔り次いで卒す)</small>
同	同	同 年 九月	信長義昭を奉じて京都に入る <small>(十月義昭征夷大將軍に任ぜらる)</small>
二三〇	同	元龜元年 二月	信長皇居を修理す
二三一	同	同 二年 六月	元就卒す

二三三	同	一〇五	正親町天皇	元龜二年九月	信長延曆寺を焼く
二三三	同	同	同	同 年十月	北條氏康卒す
二三三	同	同	同	同 年	(西班牙人マニラに政廳を建つ)
二三三	同	同	同	同 年十二月	三方が原の戰 <small>(信玄徳川家康を破る)</small>
二三三	同	同	同	天正元年四月	信玄卒す
二三三	同	同	同	同 年七月	義昭逐はれて足利將軍家亡ぶ
二三三	同	同	同	同 年八月	信長朝倉義景・淺井長政を滅す
二三三	同	同	同	同 年五月	長篠の戰 <small>(信長家康と結びて武田勝頼を破る)</small>
二三六	同	同	同	同 年二月	信長安土城に移る
二三七	同	同	同	同 年五月	信長羽柴秀吉を遣はして中國を經略せしむ
二三八	同	同	同	同 年三月	謙信卒す
二四二	同	同	同	同 年三月	武田氏亡ぶ
二四三	同	同	同	同 年五月	秀吉備中高松城を圍む
二四三	同	同	同	同 年六月	二日本能寺の變、十三日山崎の戰
二四三	同	同	同	同 年十一月	大友・有馬・大村の三氏使者を羅馬に遣はす
二四三	同	同	同	同 年十一月	四月賤岳の戰、次いて織田信孝亡ぶ
二四三	同	同	同	同 年十一月	秀吉大阪城を修築す

二四四	同	同	同	同	長久手の戰
二四五	同	同	同	同	秀吉四國を平ぐ
二四五	同	同	同	同	秀吉從一位關白に任ぜらる
二四五	同	同	同	同	秀吉五奉行を置く
二四六	同	一〇六	後陽成天皇	同 年十二月	秀吉太政大臣に任ぜられ豊臣の姓を賜はる
二四七	同	同	同	同 年五月	秀吉九州を平ぐ
二四八	同	同	同	同 年九月	秀吉聚樂第に移る
二四九	同	同	同	同 年四月	天皇聚樂第に行幸し給ふ
二五〇	同	同	同	同 年八月	秀吉檢地を始む
二五〇	同	同	同	同 年七月	秀吉更に宗義智を朝鮮に使せしむ
二五〇	同	同	同	同 年八月	秀吉小田原城を抜く
二五〇	同	同	同	同 年九月	家康江戸城に移る
二五〇	同	同	同	同 年九月	秀吉書をフイビン大守に與ふ
二五〇	同	同	同	同 年秋	秀吉征韓の令を發す
二五〇	同	同	同	同 年	秀吉五大老を置く
二五三	同	同	同	文祿元年三月	征韓軍出發す <small>(四月名古屋出帆)</small>

二三三	同	一〇六 後陽成天皇	文祿元年五月	加藤清正・小西行長等京城に入る
二三三	同	同	同年七月	清正二王子を擒にす
二三三	同	同	同二年正月	小早川隆景等大いに明兵を破る
二三三	同	同	同四年四月	行長明人沈惟敬と和を議す
二三三	同	同	同三年十一月	秀吉書を臺灣に贈りて服従を促す
二三四	同	同	同三年正月	秀吉伏見城を築く
二三六	同	同	慶長元年九月	秀吉明使を伏見城に引見す
二三七	同	同	同二年正月	秀吉再び朝鮮を征す
二三八	同	同	同三年八月	秀吉薨す
二三九	同	同	同四年閏二月	前田利家薨す
二四〇	同	同	同五年九月	上杉景勝會津に歸る <small>(是より後頻りに封内の守備を修む)</small>
二四〇	同	同	同五年六月	家康會津征討の令を布く
二四〇	同	同	同七年七月	毛利輝元西軍の盟主となる <small>(西軍直ちに伏見城を抜きて勢濃の地方に向ふ)</small>
二四〇	同	同	同八年二月	關原の戰
二四五	同	同	同十年四月	家康征夷大將軍に任ぜらる
二六九	同	同	同十四年七月	家康退隱し子秀忠征夷大將軍に任ぜらる 幕府和蘭人の通商を許す

二七一	一〇七 後水尾天皇	同十六年四月	曩に遣はされたる田中勝助墨西哥より還る
二七三	同	同十八年八月	幕府英吉利人の通商を許す
二七四	同	同十九年	伊達政宗支倉常長を羅馬に遣はす
二七五	同	元和元年	大阪冬の役 <small>(十一月家康秀忠城を圍み十二月和成る)</small>
二七六	同	同二年四月	大阪夏の役 <small>(四月和成れ五月城陥りて秀頼自殺し豊臣氏亡ぶ)</small>
二七九	同	同五年九月	公家法度・武家諸法度を頒つ
二八〇	同	同六年六月	家康薨す
二八一	同	同六年八月	藤原惺窩歿す
二八三	同	同七年九月	秀忠の女和子入内して女御となる
二八四	同	同九年七月	山田長政暹羅より書を老中土井利勝に致す
二八九	同	寛永元年十一月	秀忠退隱し子家光征夷大將軍に任ぜらる
二九〇	一〇八 明正天皇	同六年十一月	女御和中子中宮となる
二九二	同	同七年	天皇位を皇女 <small>(明正天皇)</small> に譲り給ふ
二九五	同	同九年正月	洋書の舶載を禁す
二九五	同	同十二年六月	秀忠薨す 參勤交代の制定まる

二二九六	一〇八 明正天皇	寛永三年五月	國民の海外に渡航するを禁ず
二二九七	同	同十四年十月	島原の亂起る <small>(翌年二月平定す)</small>
二二九八	同	同十五年九月	切支丹宗を嚴禁す
同	同	同 年十一月	始めて大老職を置く
二二九九	同	同十六年七月	和蘭の外西洋諸國との貿易を嚴禁す
二三〇八	一〇九 後光明天皇	慶安元年八月	中江藤樹歿す
二三一一	同	同四年四月	家光薨す <small>(七月子家綱征夷大將軍に任ぜらる)</small>
二三二七	一一〇 後西院天皇	明暦三年正月	林羅山歿す
同	同	同 年	徳川光圀大日本史編纂の業を起す
二三三二	同	寛文二年	三月松平信綱卒し七月酒井忠勝卒す
二三三三	一二 靈元天皇	同十二年十二月	保科正之卒す
二三三四	同	延寶二年十月	狩野探幽歿す
二三三五	同	同三年五月	阿部忠秋卒す
二三四〇	同	同八年五月	家綱薨す <small>(七月弟綱吉征夷大將軍に任ぜらる)</small>
同	同	同 年十二月	大老酒井忠清職を罷めらる
二三四一	同	天和元年十二月	老中堀田正俊大老に任ぜらる
二三四二	同	同二年五月	池田光政卒す

同	同	同 年九月	山崎闇齋歿す
二三四七	同	貞享四年正月	生類憐の令を發す <small>(爾後屢令を重ぬ)</small>
二三五〇	一一 東山天皇	元祿三年十一月	綱吉聖堂を湯島に興す
二三五一	同	同四年正月	林信篤大學頭に任ぜらる
同	同	同 年八月	熊澤蕃山歿す
二三五四	同	同七年十月	松尾芭蕉歿す
同	同	同 年十一月	柳澤保明評定所に出仕す <small>(老中格)</small>
二三五五	同	同八年八月	貨幣を改鑄して其の質を悪しくす <small>(寶永三年六月再び銀貨を改鑄す)</small>
二三五六	同	同十一年十二月	木下順庵歿す
二三六〇	同	同十三年十二月	光圀薨す
二三六一	同	同十四年正月	僧契沖歿す
二三六二	同	同十五年十二月	赤穂侯淺野長矩の家臣大石良雄等吉良義央を斬り故主の仇を復す
二三六三	同	寶永二年三月	伊藤仁齋歿す
二三六五	同	同六年正月	綱吉薨す <small>(四月姪家宣征夷大將軍に任ぜらる)</small>
二三六九	同	同 年同月	生類憐の令を廢す
二三七〇	一二 中御門天皇	同七年四月	金銀貨の改鑄を命ず
二三七一	同	正徳元年十一月	家宣朝鮮の使節を引見す <small>(式概れ改る)</small>

二三七三	二三	中御門天皇	正徳二年十月	家宣薨す <small>(翌年三月子家繼征夷大將軍に任ぜらる)</small>
二三七三	同	同	同三年三月	金貨の改鑄を命ず
二三七四	同	同	同四年八月	貝原益軒歿す
二三七六	同	同	享保元年四月	家繼薨す <small>(七月吉宗征夷大將軍に任ぜらる)</small>
二三七七	同	同	同二年二月	大岡忠相町奉行となる
同	同	同	同 年七月	士庶の聖堂の講書を聴くを許す
二三七八	同	同	同三年正月	東山天皇の皇子 <small>(仁直)</small> に親王を宣下す <small>(寶永七年八月一家創立、閑院宮の祖)</small>
二三八〇	同	同	同 五 年	洋船舶載の禁を弛む
二三八一	同	同	同六年九月	吉宗勤儉尙武を諸有司等に諭す
二三八二	同	同	同七年十二月	養生所を設けて貧者に施療せしむ
二三八三	同	同	同八年六月	有司俸米の額を定む <small>(足高の制と稱す)</small>
二三八四	同	同	同九年六月	諸大名に令して婦女の衣服調度の華美を禁ず
同	同	同	同 年十一月	近松門左衛門歿す
二三八五	同	同	同十年五月	新井白石卒す
二三八七	同	同	同 十 二 年	吉宗甘蔗を試作せしむ
二三八八	同	同	同十三年正月	荻生徂徠歿す
二三九〇	同	同	同十五年十一月	吉宗子宗武に江戸城田安門内の邸を賜ふ <small>(田安家の祖)</small>

二三九三	同	同	同十七年六月	信篤卒す
二三九四	同	同	同十九年八月	室鳩巢歿す
二三九六	二四	櫻町天皇	元文元年七月	荷田春滿並びに伊藤東涯歿す
二四〇〇	同	同	同五年十一月	吉宗子宗尹に江戸城一橋門内の邸を賜ふ <small>(一橋家の祖)</small>
二四〇五	同	同	延享二年九月	吉宗退隱す <small>(十月子家重征夷大將軍に任ぜらる)</small>
二四一一	二五	桃園天皇	寶曆元年六月	吉宗薨す
二四一八	同	同	同八年七月	竹内式部の門人たる廷臣罪せらる
二四一九	同	同	同九年五月	式部追放せらる
同	同	同	同 年	家重子重好に江戸城清水門内の邸を賜ふ <small>(清水家の祖)</small>
二四二〇	同	同	同十年五月	家重退隱す <small>(七月子家治征夷大將軍に任ぜらる)</small>
二四二一	同	同	同十一年六月	家重薨す
二四二七	二六	後櫻町天皇	明和四年八月	山縣大貳・藤井右門等罪せらる
二四二九	同	同	同六年十月	賀茂眞淵歿す
二四三三	二七	後桃園天皇	安永元年正月	田沼意次老中となる
二四四三	二八	光格天皇	天明三年	諸國飢饉
二四四六	同	同	同六年八月	意次職を罷めらる
同	同	同	同 年九月	家治薨す <small>(翌年三月家齊征夷大將軍に任ぜらる)</small>

二四四七	同	二八光格天皇	天明七年六月	松平定信老中となる
二四四八	同	同	同 年八月	儉約の令を布く
二四五〇	同	同	同 年正月	柴野栗山幕府の儒者となる
二四五二	同	同	同 年四月	定信聖堂を巡視す <small>(學政是より振興す)</small>
二四五三	同	同	同 年九月	旗本を戒めて質素儉約を守り學問武藝を勵ましむ
二四五五	同	同	同 年九月	尾藤二洲幕府の儒者となる
二四五七	同	同	同 年五月	林子平罪せらる
二四五八	同	同	同 年九月	露艦根室に来る
二四六〇	同	同	同 年三月	定信豆總房の海岸巡視の途に就き翌月に及ぶ
二四六一	同	同	同 年六月	子平歿し高山彦九郎自盡す
二四六二	同	同	同 年七月	定信職を罷む
二四六三	同	同	同 年七月	古賀精里幕府の儒者となる
	同	同	同 年五月	昌平校を開き幕府の官學とす
	同	同	同 年十二月	近藤重藏木標を擇捉島に建つ
	同	同	同 年七月	伊能忠敬をして北陸道及び北海道を測量せしむ <small>(後全國に及ぶ)</small>
	同	同	享和元年九月	本居宣長歿す
	同	同	同 年十月	前野良澤歿す

二四六七	同	同	文化四年四月	露人北海道に寇す
二四六八	同	同	同 五年七月	間宮林藏樺太に到る <small>(翌六年黒龍江地方を探検して歸る)</small>
二四七〇	同	同	同 年八月	英船長崎にて亂暴す
二四七三	同	同	同 年七月	蒲生君平歿す
二四七七	同	二九仁孝天皇	同 十四年三月	天皇踐祚 <small>(九月即位)</small>
二四八一	同	同	同 年四月	杉田玄白歿す
二四八五	同	同	文政四年九月	瑠保己一歿す
二四八七	同	同	同 年二月	外國船擊攘の令を發す
二四九二	同	同	同 年三月	大槻玄澤歿す
二四九四	同	同	天保三年九月	頼山陽歿す
二四九七	同	同	同 五年三月	水野忠邦老中となる
二四九九	同	同	同 八年四月	家齊退隱す <small>(八月子家慶征夷大將軍に任ぜらる)</small>
二五〇一	同	同	同 十年十二月	渡邊登高野長英罪せらる
二五〇二	同	同	同 十二年閏正月	家齊薨す
二五〇三	同	同	同 年五月	享保寛政の治に倣ひ政治の革新を令す
	同	同	同 十三年七月	外國船擊攘の令を弛む
	同	同	同 十四年閏九月	平田篤胤歿す

二五三四	同	一三 今上天皇	明治七年三月一日	佐賀の亂起る
二五三五	同	同	同 年四月四日	西郷從道等に臺灣征伐の事を命ず
同	同	同	同 年四月十四日	元老院及び大審院を置く
同	同	同	同 年五月七日	千島樺太の交換
同	同	同	同 年五月二十日	始めて地方官會議を開く
二五三六	同	同	同 年五月二十日	江華島事件 <small>(雲揚艦砲撃せらる)</small>
同	同	同	同 年六月十日	朝鮮との修好條約成る
二五三七	同	同	同 年六月十日	士民の帶刀を禁ず
二五三九	同	同	同 年六月十五日	西南の役起る <small>(九月二十四日)</small>
同	同	同	同 年六月二十日	始めて府縣會を開く <small>(に至り亂平ぐ)</small>
二五四一	同	同	同 年八月二十日	皇太子嘉仁親王御誕生
二五四二	同	同	同 年八月三十日	明治二十三年國會開設の詔下る
同	同	同	同 年八月三十日	朝鮮京城の變
二五四四	同	同	同 年八月三十日	朝鮮との講和條約成る
二五四五	同	同	同 年八月三十日	朝鮮京城の變
同	同	同	同 年八月三十日	朝鮮との講和條約成る
同	同	同	同 年八月三十日	天津條約成る

二五四八	同	同	同 年十月十日	内閣の制を定む
二五四九	同	同	同 年十一月五日	市制・町村制の發布 <small>(二十二年四月より施行す)</small>
二五五〇	同	同	同 年十一月五日	帝國憲法の發布
二五五四	同	同	同 年十一月五日	教育に關する勅語下る
同	同	同	同 年十一月五日	第一回帝國議會召集
同	同	同	同 年十一月五日	<small>(東學黨の徒蜂起す)</small>
同	同	同	同 年十一月五日	日英改正條約成る <small>(他の諸外國との改正條約相次いで成り三十二年實施す)</small>
同	同	同	同 年十一月五日	天皇清國との戰を宣し給ふ
同	同	同	同 年十一月五日	平壤占領
同	同	同	同 年十一月五日	黄海の戰
二五五五	同	同	同 年十一月五日	清國北洋海軍降る
同	同	同	同 年十一月五日	清國との講和條約成る
同	同	同	同 年十一月五日	遼東半島を清國に還付す
二五五七	同	同	同 年十一月五日	<small>(朝鮮其の國號を韓と改む)</small>
二五五八	同	同	同 年十一月五日	<small>(獨逸清國より膠州灣を租借す)</small>
同	同	同	同 年十一月五日	<small>(露西亞清國より旅順口を租借す)</small>
同	同	同	同 年十一月五日	<small>(英吉利清國より威海衛を租借す)</small>

二五九	二三	今上天皇	昭三十二年十二月十六日	(佛蘭西清國より廣州灣を租借す)
二六〇	同	同	同三十三年十月五日	北清事變に關する講和條約案成る(翌年九月七日調印)
二六二	同	同	同三十五年一月十日	日英同盟成る
二六四	同	同	同三十七年二月十日	天皇露國との戰を宣し給ふ
二六五	同	同	同三十八年一月一日	旅順開城
同	同	同	同 年三月十日	奉天占領
同	同	同	同 年五月十日	日本海海戰
同	同	同	同 年八月三日	日英同盟の擴張
同	同	同	同 年九月五日	露國との講和條約成る
同	同	同	同 年十一月十日	日韓協約成る(韓國の外交權を收む)
同	同	同	同 年十二月廿一日	統監府を韓國に置く
二五六	同	同	同三十九年八月一日	都督府を關東州に置く
二六七	同	同	同四十年三月四日	樺太廳を樺太に置く
同	同	同	同 年六月十日	日佛協約成る
同	同	同	同 年七月十日	日韓新協約成る
同	同	同	同 年同月十日	日露協約成る
二五六	同	同	同四十二年十月三日	戊申詔書下る

同	同	同	同 年十月三十日	米國と外交文書を交換す
二五七〇	同	同	同四十二年七月四日	日露新協約成る
同	同	同	同 年八月二十日	韓國併合條約成る(二十九日發表實施)

御略系 (下)

後深草天皇^{八九} 伏見天皇^{九三} 後伏見天皇^{九三} 量仁親王^(光嚴院) 興仁王^(崇光院) 榮仁親王^(後圓融院)

後小松天皇^{九九} 稱光天皇^{一〇〇}

貞成親王^{一〇一} 後花園天皇^{一〇二} 後土御門天皇^{一〇三} 後柏原天皇^{一〇四} 後奈良天皇^{一〇五} 正親町天皇

誠仁親王^{一〇六} 後陽成天皇^{一〇七} 後水尾天皇^{一〇八} 明正天皇^(後光明天皇) 後西院天皇^(靈元天皇) 東山天皇^(中御門天皇) 直仁親王

櫻町天皇^{一一四} 後櫻町天皇^{一一五} 桃園天皇^{一一六} 後桃園天皇^{一一七} 光格天皇^{一一八} 仁孝天皇^{一二九} 孝明天皇^{一三〇} 今上天皇^{一三一}

典仁親王

明治四十四年十二月六日印刷
明治四十四年十二月九日發行
明治四十四年十二月十日翻刻印刷
明治四十四年十二月十六日翻刻發行

著作權所有

發行者兼

文部省

定價金拾壹錢

高等小學日本歷史卷二

發行者刻

日本書籍株式會社

代表者 大橋漸太郎

印刷者

龜井忠一

印刷所

三省堂印刷部

東京市日本橋區新右衛門町拾六番地

發賣所

株式會社 國定教科書共同販賣所



明治四十四年十二月十一日
文部省檢査濟

375932
M

広島大学図書
0130449291
